

第二十二回 参議院内閣委員会会議録第二十二号

昭和三十年七月五日(火曜日)午前十時三十五分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 新谷寅三郎君
理事 長島 銀藏君
宮田 重文君
木下 源吾君
松原 一彦君
委員 井上 知治君
植竹 春彦君
木村篤太郎君
中山 壽彦君
上林 忠次君
野本 品吉君
加瀬 完君
千葉 信君
松本治一郎君
田畑 金光君
松浦 清一君
小柳 牧衛君
堀 眞琴君

- 委員外議員 法務委員長 成瀬 幡治君
吉田 法清君
國務大臣 郵政大臣 松田竹千代君
政府委員 調達庁長官 福島慎太郎君
法務政務次官 小泉 純也君
文部政務次官 寺本 廣作君
厚生政務次官 紅露 みつ君
農林政務次官 吉川 久衛君

事務局側

- 常任委員 杉田正三郎君
会専門員 川島 孝彦君
常任委員 小田進次郎君
農林大臣官 齋藤 誠君
農林大臣官 齋藤 誠君
農林大臣官 齋藤 誠君

法制局側

- 法制局長 奥野 健一君
説明員 厚生大臣官 小山進次郎君
農林大臣官 齋藤 誠君
農林大臣官 齋藤 誠君

本日の会議に付した案件
○郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国の防衛に関する調査の件(立川飛行場基地の測量問題に関する件)

理由を御説明申し上げます。
さきに日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定が成立して以来、この協定の実施に伴う関連事務が具体化して参りましたし、また近い将来において、その他の国々とも賠償等の協定が成立いたしますならば、それに伴う関連事務も生じてくるものと考えられます。一方最近、東南アジア諸国に対する諸種の集团的技術援助活動が活発化し、また個々の国からの技術援助の要請も少くない実情であります。これらの情勢にかんがみ、郵政省設置法の一部を改正して、郵政省の所掌事務にかゝる賠償及び国際協力関係事務の処理に関する規定を整備しようとするものであります。その内容は、郵政省の権限として所掌事務にかゝる賠償及び国際協力に関する事務を行うことを加え、これらの事務の取りまとめを大臣官房の所掌事務として加えようとするものであります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御可決下さいませうお願い申し上げます。

○委員長(新谷寅三郎君) 本案に対しまして質疑のある方は順次御発言を願います。
ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めたい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。

○委員長(新谷寅三郎君) 次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案につきまして質疑のある方は順次御発言を願います。ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めたい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。

○委員長(新谷寅三郎君) 次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めたい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。

によりますと、これが三千六百名でございまして、これに対して厚生省の方のつまり雑仕婦、この名称を變更するというような要望がございまして、いずれ新しい名称で生まれませうが、これも雑仕婦と申しますか、補助員と申しますか、この雑仕婦というのはまた別にほんとうに雑務をいたします、下働きがあるのですが、その名称のようでございます。これだけ二千七百名にしようというのですから、その開きが言われるほど大きなものではありません。それから今もお話申し上げておいたのですが、今までのつき添い婦は一人の患者に対して一人がつくということが原則になってこれが行われておりますために、一日中手をふさがなくてもいい患者にも一日中これはついておるといふようなことになりまして関係で、つまり時間的なむだに相当に出る、このむだを合理化して行きますと、こういふふうには厚生省はみておるわけでございまして。しかし初めの試みでございまして、何といつても療養の方が低下するようないつてはなりませんから、人員が足りないつき添い婦ですね。今度は何か新しい名称で生まれる、かりに補助員と申しますか、その補助員の手が足りないといふことであれば、相当これは弾力をもって考えて行く、そのことは今度の予算にも、今まで生活保護費の中から出されておりましたこのつき添い婦の費用ですが、これは生活保護を受

けている人が相当あるわけでございますが、その予算も今年度落しておりません。ですから、そこには予算上も相当に余裕があるわけでございます。弾力のある考え方をしておつても差しつかえないと思つておつて、それから健康保険の方が相当多いようでございますが、これも健康保険のことでございますから、医療の給付でまかなえることでございますので、言われますように医療の低下を来たすようなことはございません。それから失業の問題が一つからんでおるのでございすが、今までのつき添い婦の方でもよく働いてもらえるという適格者につきましては、できるだけ今度の職員の方に採用をいたしまして、失業者を出さないようにと、こう考えておられます。

○木下源吾君 よくわかりました。もう一つ、二つ、何せ鳩山内閣はいろいろ社会保障、そういうことを熱心にやる、そういうかけ声だけれども實際はうまく行かない。この間本会議で予算の報告を聞いておりましたが、結核患者がたゞさんあるのに、わずか四分の一か、五分の一ぐらいよりか、ベツ下に収容されてない。一割ぐらいかな。そんなようなことをこの間も委員会に質問した報告があつた。その結核などに対してどういふ方針を考えているのか。そのほかに町のまん中に結核をやる病院、こういうのを非常に付近の住民が反対しても、そういうものを許可している。一方においてはそういうこともやっているし、一方においてはたゞさんある結核の患者を収容しきれない、こういう点もある。で、結核患者に対する、こういうものに対する何か一定の方針が何もないように思ふのだ。その町の結核病院なんというのは、私の裏なんです、近所みな連名で判をとつて反対してもだんだん拡張するのです。町のまん中です。渋谷の伊達町の伊達跡の近くです。こういうようなことは、そこに住んでいる者も危険だし、そういう町のまん中までやらなければならぬようなものだったならば、政府の方でも少し方針を立てて整理してやられたらどうかと、こう思ふ節がたゞさんあるの、患者があるのに政府では病床が十何万よりないとか、まあ数はよくわかりませんが、そういうことになつておるので、結核患者に対する一定の方針があるのかどうか。もう一つ、二つ、ついでに…… あんたの方で検査している

んでしよう、黄変米。農林省の方でもやつていようだけれども、農林省の方でやつたのはこれは経費がないわけです。あんたの方でやつたやつで、食われるとか、食われないとか、そういうことにするわけですか。そこでまだ十何万トンも倉庫に入つておるんじゃないですか、これをいつまであししておくのか、食われなければ食われなことはつきりしてしまつて処分してしまつたらいいと、こう思ふんです。いつまで……、二年ぐらいになるんじゃないですか。もうひどく悪くなつてしよるが、たゞあなたの方の検査で、だめならだめできちつとやれないんですか、どうですか、そういうことを厚生省一つはつきり……、国民はね、黙つていられるうちに食わされていられるんじゃないかと心配している者もあるんです。よ、ほんとうに……。それからもう一つは、今度これはあんたにせひやつてもらいたい。この間、何かハエとか、蚊をなくする運動をすると言つておつたが、あれはあんたの方でないかな。

○政府委員(紅露みつ君) いえ、こちらです。

○木下源吾君 これはぜひ一つやつてもらいたいんですが、私は政府が氣をつけてくれれば、金のよけいからしない仕事だから、ちよつと家の裏あたりにカン詰のカンに水がたまつておるのでも、そういうものをひっくり返しておけば、それで蚊が出なくなる。そういうような簡単なことから、何かあんな方の方で……。大した経費をかけるなくてもいい。またそれをやれと言つと、課長だ、部長だばかりこしらえる

けれども、ほんとうに簡単に……。私裏のあたりをぐるぐる回つて、よその家でも何でもカン詰のからでも水がたまつておるのをひっくり返しておるんです。そうすれば蚊が少くなるんです。ハエなどもごみ箱の少しこわれたものを何しておると、何ほでも出てくるんですよ。そういうような金のかからないでできることが何ほでもありませんから、つまり政府が本気にやるならばできると思ひますが。どういふことを今おやりになるつもりでいるか。やりかかつているところがあつたらどういふところ……。またラジオで聞いておつたら、どつかの村で一生懸命やつておる人があります。そういう人に対しては何か奨励する方法を講じておるのか、そういうようなことを一つわかつていただけいでいいですか……。

○政府委員(紅露みつ君) 木下委員の御質問、順を追つて申し上げたいと思ひます。

初めに、結核の対策については鳩山内閣は方針がないのじゃないかというお話で、これはまことに心外に存じます。決して対策がないわけでも、方針がないわけでもございせん。と申しますのは、今年度ちよいちよいそういう声を聞くのでございすが、結核対策費と出ておるところに幾らか昨年年度より数字が少いのがありまして、何か結核対策が後退したのじゃないかというようなことを言われる人もあります。が、とんでもないことではございまして、少々ぐらゐり予算が少くなりましても、効果をあげる新しい方法をいろいろ考えているわけでございます。結核は御承知の通り、近ごろの病院、医療の面で、ほとんどは申せませぬ

が、大へんな治療費がかさんでおる。また患者も大へんにふえておるといふわけで、結核の対策が確立しなければ。そこで病床でございせんが、今収容しておりますのが割合に患者数に比して少いものですから御心配いただくわけですが、その点は決して十分だとは存じておりませんが、本年もやはり一万床結核の病床を増設いたします。それから新しい試みといたしましては、早く病気を発見するというところに力を注ぎまして、来年は初めての試みですが、国民全般に健康診断をいたします。そうして早く結核に侵されていくというところを発見する、今まで学校とか、工場とか、あるいは一定の区域を限つてそこを健康診断したのでございますが、そうでなく、今度は地方公共団体の協力を得まして、全国的に国民を対象にして診断をいたします。そうして発病の危険があると思はれる人につきまして、半年後にもう一べんまた検査をするようにいたします。そうして早く結核の治療をする、こういうふうな持つて行こうと思つております。それから病院が少いものからなかなか全部が収容されない。それの緩和策といたしましては、これも新しい試みでございますが、開放性と申します。菌の出る患者を擁してしかも家族数が多い、家が小さい、どうしても別居しなければならぬという場合には、組み立て式の病室を作りまして、それを生活の困窮しておる方たちには無料でお貸しする、こういう計画もできておるわけでございます。そのほかこまかい点もあろうと存じますが、結核の対策について無方針でない

で……。 あんたの方で検査している

んでしよう、黄変米。農林省の方でもやつていようだけれども、農林省の方でやつたのはこれは経費がないわけです。あんたの方でやつたやつで、食われるとか、食われないとか、そういうことにするわけですか。そこでまだ十何万トンも倉庫に入つておるんじゃないですか、これをいつまであししておくのか、食われなければ食われなことはつきりしてしまつて処分してしまつたらいいと、こう思ふんです。いつまで……、二年ぐらいになるんじゃないですか。もうひどく悪くなつてしよるが、たゞあなたの方の検査で、だめならだめできちつとやれないんですか、どうですか、そういうことを厚生省一つはつきり……、国民はね、黙つていられるうちに食わされていられるんじゃないかと心配している者もあるんです。よ、ほんとうに……。それからもう一つは、今度これはあんたにせひやつてもらいたい。この間、何かハエとか、蚊をなくする運動をすると言つておつたが、あれはあんたの方でないかな。

○政府委員(紅露みつ君) いえ、こちらです。

○木下源吾君 これはぜひ一つやつてもらいたいんですが、私は政府が氣をつけてくれれば、金のよけいからしない仕事だから、ちよつと家の裏あたりにカン詰のカンに水がたまつておるのでも、そういうものをひっくり返しておけば、それで蚊が出なくなる。そういうような簡単なことから、何かあんな方の方で……。大した経費をかけるなくてもいい。またそれをやれと言つと、課長だ、部長だばかりこしらえる

けれども、ほんとうに簡単に……。私裏のあたりをぐるぐる回つて、よその家でも何でもカン詰のからでも水がたまつておるのをひっくり返しておるんです。そうすれば蚊が少くなるんです。ハエなどもごみ箱の少しこわれたものを何しておると、何ほでも出てくるんですよ。そういうような金のかからないでできることが何ほでもありませんから、つまり政府が本気にやるならばできると思ひますが。どういふことを今おやりになるつもりでいるか。やりかかつているところがあつたらどういふところ……。またラジオで聞いておつたら、どつかの村で一生懸命やつておる人があります。そういう人に対しては何か奨励する方法を講じておるのか、そういうようなことを一つわかつていただけいでいいですか……。

○政府委員(紅露みつ君) 木下委員の御質問、順を追つて申し上げたいと思ひます。

初めに、結核の対策については鳩山内閣は方針がないのじゃないかというお話で、これはまことに心外に存じます。決して対策がないわけでも、方針がないわけでもございせん。と申しますのは、今年度ちよいちよいそういう声を聞くのでございすが、結核対策費と出ておるところに幾らか昨年年度より数字が少いのがありまして、何か結核対策が後退したのじゃないかというようなことを言われる人もあります。が、とんでもないことではございまして、少々ぐらゐり予算が少くなりましても、効果をあげる新しい方法をいろいろ考えているわけでございます。結核は御承知の通り、近ごろの病院、医療の面で、ほとんどは申せませぬ

が、大へんな治療費がかさんでおる。また患者も大へんにふえておるといふわけで、結核の対策が確立しなければ。そこで病床でございせんが、今収容しておりますのが割合に患者数に比して少いものですから御心配いただくわけですが、その点は決して十分だとは存じておりませんが、本年もやはり一万床結核の病床を増設いたします。それから新しい試みといたしましては、早く病気を発見するというところに力を注ぎまして、来年は初めての試みですが、国民全般に健康診断をいたします。そうして早く結核に侵されていくというところを発見する、今まで学校とか、工場とか、あるいは一定の区域を限つてそこを健康診断したのでございますが、そうでなく、今度は地方公共団体の協力を得まして、全国的に国民を対象にして診断をいたします。そうして発病の危険があると思はれる人につきまして、半年後にもう一べんまた検査をするようにいたします。そうして早く結核の治療をする、こういうふうな持つて行こうと思つております。それから病院が少いものからなかなか全部が収容されない。それの緩和策といたしましては、これも新しい試みでございますが、開放性と申します。菌の出る患者を擁してしかも家族数が多い、家が小さい、どうしても別居しなければならぬという場合には、組み立て式の病室を作りまして、それを生活の困窮しておる方たちには無料でお貸しする、こういう計画もできておるわけでございます。そのほかこまかい点もあろうと存じますが、結核の対策について無方針でない

で……。 あんたの方で検査している

んでしよう、黄変米。農林省の方でもやつていようだけれども、農林省の方でやつたのはこれは経費がないわけです。あんたの方でやつたやつで、食われるとか、食われないとか、そういうことにするわけですか。そこでまだ十何万トンも倉庫に入つておるんじゃないですか、これをいつまであししておくのか、食われなければ食われなことはつきりしてしまつて処分してしまつたらいいと、こう思ふんです。いつまで……、二年ぐらいになるんじゃないですか。もうひどく悪くなつてしよるが、たゞあなたの方の検査で、だめならだめできちつとやれないんですか、どうですか、そういうことを厚生省一つはつきり……、国民はね、黙つていられるうちに食わされていられるんじゃないかと心配している者もあるんです。よ、ほんとうに……。それからもう一つは、今度これはあんたにせひやつてもらいたい。この間、何かハエとか、蚊をなくする運動をすると言つておつたが、あれはあんたの方でないかな。

○政府委員(紅露みつ君) いえ、こちらです。

○木下源吾君 これはぜひ一つやつてもらいたいんですが、私は政府が氣をつけてくれれば、金のよけいからしない仕事だから、ちよつと家の裏あたりにカン詰のカンに水がたまつておるのでも、そういうものをひっくり返しておけば、それで蚊が出なくなる。そういうような簡単なことから、何かあんな方の方で……。大した経費をかけるなくてもいい。またそれをやれと言つと、課長だ、部長だばかりこしらえる

けれども、ほんとうに簡単に……。私裏のあたりをぐるぐる回つて、よその家でも何でもカン詰のからでも水がたまつておるのをひっくり返しておるんです。そうすれば蚊が少くなるんです。ハエなどもごみ箱の少しこわれたものを何しておると、何ほでも出てくるんですよ。そういうような金のかからないでできることが何ほでもありませんから、つまり政府が本気にやるならばできると思ひますが。どういふことを今おやりになるつもりでいるか。やりかかつているところがあつたらどういふところ……。またラジオで聞いておつたら、どつかの村で一生懸命やつておる人があります。そういう人に対しては何か奨励する方法を講じておるのか、そういうようなことを一つわかつていただけいでいいですか……。

○政府委員(紅露みつ君) 木下委員の御質問、順を追つて申し上げたいと思ひます。

初めに、結核の対策については鳩山内閣は方針がないのじゃないかというお話で、これはまことに心外に存じます。決して対策がないわけでも、方針がないわけでもございせん。と申しますのは、今年度ちよいちよいそういう声を聞くのでございすが、結核対策費と出ておるところに幾らか昨年年度より数字が少いのがありまして、何か結核対策が後退したのじゃないかというようなことを言われる人もあります。が、とんでもないことではございまして、少々ぐらゐり予算が少くなりましても、効果をあげる新しい方法をいろいろ考えているわけでございます。結核は御承知の通り、近ごろの病院、医療の面で、ほとんどは申せませぬ

が、大へんな治療費がかさんでおる。また患者も大へんにふえておるといふわけで、結核の対策が確立しなければ。そこで病床でございせんが、今収容しておりますのが割合に患者数に比して少いものですから御心配いただくわけですが、その点は決して十分だとは存じておりませんが、本年もやはり一万床結核の病床を増設いたします。それから新しい試みといたしましては、早く病気を発見するというところに力を注ぎまして、来年は初めての試みですが、国民全般に健康診断をいたします。そうして早く結核に侵されていくというところを発見する、今まで学校とか、工場とか、あるいは一定の区域を限つてそこを健康診断したのでございますが、そうでなく、今度は地方公共団体の協力を得まして、全国的に国民を対象にして診断をいたします。そうして発病の危険があると思はれる人につきまして、半年後にもう一べんまた検査をするようにいたします。そうして早く結核の治療をする、こういうふうな持つて行こうと思つております。それから病院が少いものからなかなか全部が収容されない。それの緩和策といたしましては、これも新しい試みでございますが、開放性と申します。菌の出る患者を擁してしかも家族数が多い、家が小さい、どうしても別居しなければならぬという場合には、組み立て式の病室を作りまして、それを生活の困窮しておる方たちには無料でお貸しする、こういう計画もできておるわけでございます。そのほかこまかい点もあろうと存じますが、結核の対策について無方針でない

で……。 あんたの方で検査している

んでしよう、黄変米。農林省の方でもやつていようだけれども、農林省の方でやつたのはこれは経費がないわけです。あんたの方でやつたやつで、食われるとか、食われないとか、そういうことにするわけですか。そこでまだ十何万トンも倉庫に入つておるんじゃないですか、これをいつまであししておくのか、食われなければ食われなことはつきりしてしまつて処分してしまつたらいいと、こう思ふんです。いつまで……、二年ぐらいになるんじゃないですか。もうひどく悪くなつてしよるが、たゞあなたの方の検査で、だめならだめできちつとやれないんですか、どうですか、そういうことを厚生省一つはつきり……、国民はね、黙つていられるうちに食わされていられるんじゃないかと心配している者もあるんです。よ、ほんとうに……。それからもう一つは、今度これはあんたにせひやつてもらいたい。この間、何かハエとか、蚊をなくする運動をすると言つておつたが、あれはあんたの方でないかな。

○政府委員(紅露みつ君) いえ、こちらです。

○木下源吾君 これはぜひ一つやつてもらいたいんですが、私は政府が氣をつけてくれれば、金のよけいからしない仕事だから、ちよつと家の裏あたりにカン詰のカンに水がたまつておるのでも、そういうものをひっくり返しておけば、それで蚊が出なくなる。そういうような簡単なことから、何かあんな方の方で……。大した経費をかけるなくてもいい。またそれをやれと言つと、課長だ、部長だばかりこしらえる

けれども、ほんとうに簡単に……。私裏のあたりをぐるぐる回つて、よその家でも何でもカン詰のからでも水がたまつておるのをひっくり返しておるんです。そうすれば蚊が少くなるんです。ハエなどもごみ箱の少しこわれたものを何しておると、何ほでも出てくるんですよ。そういうような金のかからないでできることが何ほでもありませんから、つまり政府が本気にやるならばできると思ひますが。どういふことを今おやりになるつもりでいるか。やりかかつているところがあつたらどういふところ……。またラジオで聞いておつたら、どつかの村で一生懸命やつておる人があります。そういう人に対しては何か奨励する方法を講じておるのか、そういうようなことを一つわかつていただけいでいいですか……。

○政府委員(紅露みつ君) 木下委員の御質問、順を追つて申し上げたいと思ひます。

初めに、結核の対策については鳩山内閣は方針がないのじゃないかというお話で、これはまことに心外に存じます。決して対策がないわけでも、方針がないわけでもございせん。と申しますのは、今年度ちよいちよいそういう声を聞くのでございすが、結核対策費と出ておるところに幾らか昨年年度より数字が少いのがありまして、何か結核対策が後退したのじゃないかというようなことを言われる人もあります。が、とんでもないことではございまして、少々ぐらゐり予算が少くなりましても、効果をあげる新しい方法をいろいろ考えているわけでございます。結核は御承知の通り、近ごろの病院、医療の面で、ほとんどは申せませぬ

が、大へんな治療費がかさんでおる。また患者も大へんにふえておるといふわけで、結核の対策が確立しなければ。そこで病床でございせんが、今収容しておりますのが割合に患者数に比して少いものですから御心配いただくわけですが、その点は決して十分だとは存じておりませんが、本年もやはり一万床結核の病床を増設いたします。それから新しい試みといたしましては、早く病気を発見するというところに力を注ぎまして、来年は初めての試みですが、国民全般に健康診断をいたします。そうして早く結核に侵されていくというところを発見する、今まで学校とか、工場とか、あるいは一定の区域を限つてそこを健康診断したのでございますが、そうでなく、今度は地方公共団体の協力を得まして、全国的に国民を対象にして診断をいたします。そうして発病の危険があると思はれる人につきまして、半年後にもう一べんまた検査をするようにいたします。そうして早く結核の治療をする、こういうふうな持つて行こうと思つております。それから病院が少いものからなかなか全部が収容されない。それの緩和策といたしましては、これも新しい試みでございますが、開放性と申します。菌の出る患者を擁してしかも家族数が多い、家が小さい、どうしても別居しなければならぬという場合には、組み立て式の病室を作りまして、それを生活の困窮しておる方たちには無料でお貸しする、こういう計画もできておるわけでございます。そのほかこまかい点もあろうと存じますが、結核の対策について無方針でない

で……。 あんたの方で検査している

んでしよう、黄変米。農林省の方でもやつていようだけれども、農林省の方でやつたのはこれは経費がないわけです。あんたの方でやつたやつで、食われるとか、食われないとか、そういうことにするわけですか。そこでまだ十何万トンも倉庫に入つておるんじゃないですか、これをいつまであししておくのか、食われなければ食われなことはつきりしてしまつて処分してしまつたらいいと、こう思ふんです。いつまで……、二年ぐらいになるんじゃないですか。もうひどく悪くなつてしよるが、たゞあなたの方の検査で、だめならだめできちつとやれないんですか、どうですか、そういうことを厚生省一つはつきり……、国民はね、黙つていられるうちに食わされていられるんじゃないかと心配している者もあるんです。よ、ほんとうに……。それからもう一つは、今度これはあんたにせひやつてもらいたい。この間、何かハエとか、蚊をなくする運動をすると言つておつたが、あれはあんたの方でないかな。

○政府委員(紅露みつ君) いえ、こちらです。

この一つの例として……。
○木下源吉君 町のまん中に病院があるのは……。

○政府委員(紅露みつ君) それは次の問題でございますが、結核にしましては、御近所の方はやはり実際問題として御迷惑なこともあるかと存じますが、今のところ地域的に制限をするというこの根拠がございませぬのですね。しかしそれは実際の問題といたしまして、これから考えるべきことだと存じますので検討いたしたいと存じます。今この制限はできないように申ししております。

それから黄粟米でございますが、これも全国的にずいぶん長い間問題になっておるところでございますが、厚生省といたしましては、これは害があるか、ないかということの試験だけをしては、申し上げるまでもなく農林省の問題でございますが、先般農林大臣は当分これは害がないと決定するまでは配給をしないというように言明されたと存じております。そこで、これは毒なんだという烙印を押すべしという御意見のように伺うのでございますけれども、まだその断定を下すまでの研究ができておりません。むしろ逆な、これくらいな程度ならばそう害がないのではないかとというような方向の結論が出ておるところでございますが、最後の結論はまだ研究が続けられておるところでございます。早くこれは研究を終りまして、そうして使えるものなら使える、使えないものなら使えないということに片がつくことを私も念願して、それぞれの機関に督促をいたして研究してもらっておるところでございます。

ます。
それから最後の蚊とハエの問題でございますが、これはまあどなたも非常に夏になりますと悩まされる問題でございます。これの駆除、これについてはおそろしく一人も反対はなからうと思っております。こんなないたしよい運動が、今もおそろしくいような段階にあることを私は大へん遺憾だと存じます。ぜひ強力に推進をいたしまして、ことし一年ではできないかもしれないませんが、徹底的にこれを駆除したい、蚊やハエのいない生活をするようにしたいと思っております。

農林省ではなかなかできにくいという御意見もありません。けれども、実際に厚生省の調査などを見ますと、今までは指定地域を設けて、そこを強力に駆除いたしました調査を詳細に出しておるのでございますが、それは生産にもつながるのでございませぬ。たとえば鶏にいたしましては卵を産む率が、夜通し蚊や何かに攻められてられない、そういう関係で安眠をします。二割くらい卵を余計産むのでございませぬ。乳牛なんかもそうです。蚊とか、ハエとかに悩まされるということも十分安眠ができるということから、やはりお乳が二割くらい増産ができるということでございます。いわんや人間において、これは計算のできないほど生産力を増強し得ると思えますから、この問題にぜひ全国民の協力を得まして、こゝに婦人団体等に力を入れていただきまして、蚊、ハエのいない社会を現出したいと、かように思っております。どうぞ皆様におかれまして、これは御協力をお願い申し上げます。

○木下源吉君 非常に親切な御答弁でございますが、その結核です。この間も、一週間くらい前に私の古い友人で炭鉱の鉱夫をやっておる、それが私のところへ突然に來まして、北海道の歌志内、北海道の伊達療養所に長くおつたけれども、あれは何か入院の期限が切れて、健康保険が何かでしよう。それで今度退院しなければならなくなつた、それで東京へ来て、何とかしてもう少し療養したいから援助してくれというのでした。とにかくその間でもごほんごほん、ときどき血が出る、がばがばと出る。それが私の家へとことごと上つて来て、それは友人です。それで帰つたあと茶わんを煮たり、沸騰したり何なり、みんなそうし、それで国会議員にでも、まあ友だちだから財政的にも楽だろう、こういう考えでしようが、毎日来るのです。今でも、この間家にも病人がおるからというので断つておる。家では断つておるけれども間々来るのです。それでこれは感情で悪いとか、来るなとか何とかというのではないのだな、これは……。あなた今早期に発見してとか、何とか言っておりますけれども、そういうところをもう乗り越えておるのです。そういう人が何ほばい菌をまいて歩くかわからないのだね、実際は……。ですから、これは私病院も病院だと思つておる、切れてもう出さんならぬ、何とかそういうものを予防するという方法を何か考えてお

られるのかどうか。今の町のまん中のことも、私の近所だから、私の隣だから言うのですが、これは例の慶応の林毅陸先生の上隣りです。前から反対運動を皆近所です。前から反対です。最近またその拡張をやるようです。これは地域で制限はないと言いますけれども、常識でもわかるんです。付近は人家が密集しているから……。一番高いところにあるんです。なれば何でもないんだらうけれども、これなども何とか整備しなければいけないんじゃないか。あなたがおっしゃるようになるべく早く、早期に発見して何て言っているけれども、片一方にはほとんどそういうようなことばい菌を振りまいてるような状態では、もちろん根本的にはこれは貧乏病ということをよく言うのですが、何とか再準備をしないで、もう少し国民の生活が榮養でもとれるようにすれば、そうして心配のないような、あまり朝起きるから夜寝るまで、どうして暮して行つたら、どうして子供を養つて行つたらと、そういう心配のないようにすれば病気になることはなくなると思ふのです。しかしそれまでは、あたしたちの鳩山内閣に今言うところ、すぐどうにもならないと思つて、今私が言つたようなことくらいはできますよ。こんなに悪いものを、これはよそへ行けば伝染病だから、だからこれをどこかと連絡して行けば、そこでは期限が切れても何とかするといふくらいはできると思つて。こういう点からやらぬと、ただやはり例の口でだけ結核をなくすんだというふうなことを言つておると、人にこういうことを言われることになると思つて、だから、そ

ういう点の一つ十分御研究を願つて、一つでもいいから実効の上るようにならう。もしまたそういうことを考へてやろうとしてゐるならば、ここで御答弁を願つて、国民が安心するようにならなければつこうだと思つます。

それから今の黄粟米などはだんだん、どうかすれば食えるようになるんではないかという、あんな毒だということを一べん言つてから……。それだ、みんな心配してゐるのです。何かだんだん、この間も一皮むいてつければ食えるんじゃないかというふうなことで、ちよつとそれで心配してゐるんです。一方これはだめだと言へば、ほら見ろ、政府はたぐさんの損害をしたじゃないか、こういうことを言われるのがいやだ、責任をとるのはいやだとか何とかというので、むけば食えると言つたので、それで心配してゐるのです。大

す。これは農林省と厚生省の両方の私

は問題だと思つて、これは責任のなすり合いや、そんなことではなく、国民の心配を一日も早くなくすること、そうしてもう処分せよやならぬければ、これは六十億か七十億です。大したべらぼうな損害をかけたのだけれども仕方ない。それは命にかかわる、これはぜひ……。

結核のことは、私はもと結核になるといふのは若いものだと思つていたが、今の私の友だちは六十からになるんです。これで自分たちにもほんとうに火がついてくるような気がした。悪いような話だけれども……。もとは結核というものは若いもので、年寄りになつたらもうならないだらう、そんな考

えなきにしもあらずだったけれども、この間新聞で見たら、ほんとうは三十以上が一番なんだというふうな新聞に出ているから、ますますこれはわれわれも本気になって退治しなくちゃならぬから、一つお願いします。

○上林忠次君 関連して。結核というのは、日本の気候との密接な関係で日本が特に結核が多いのですから、大体結核患者をなおすということだけで今政府は予算をもちまして、ようよう最近結核の防除の緒についたが、金の関係で遅れているわけでありませうけれども、もちろんかかっている連中を早く根治しなければいけませんけれども、これの出ないような、また初めちよつとかかかった連中を処置する環境衛生と言いますか、その方の施設はどういう工合に考えておられますか。かかっていた連中からすれば、もうどうすると言うのも無理な話ですけれども、かえってかからないように、あるいは初期に感染した連中を早くなおしてしまおうというところに大きな力を尽さなければいかぬじゃないか、そういうような環境衛生的な結核対策ですな、そういうようなことはどういう工合に現在考えておられますか、実施しておられますか。

○政府委員(紅雲みつ君) ただいまのお尋ねでございますが、まあかからないうようにということが一番大切なことですが、結核にかかった者についての早期の発見ということを先ほどお答え申し上げたわけでございますが、今年からは全国民を対象にして健康診断をいたします。今までの工場とか、学校とか、そういうふうな一定の地域を限ってということではございませんで、

本年初めてこの試みをいたすわけでございまして、かからないようにということにつきましては、環境衛生、これはもう地方の保健所等が熱心にこれを指導しておるわけでございますし、早期に発見をするということは、そういうふうな新しい試みでこれから進んで行こうとしているわけでござい

それから木下委員から続いての御質問でございますが、今の結核の、相当割合血しておられる人がそのまま歩き回っておられるという、友人知己等が大へん御迷惑になるという実情を伺ってりつ然としておられるわけでござい

○木下源吾君 それでは総務課長から伺いますが、その前にちよつと今の点について、それは歌志内、北海道の炭鉱で、末息子があります、それは頭が悪くて札幌に入院しております。それから妻君がおる。その弟が炭鉱の機械の方にただ一人で働いておって八人家族を養っている。兄の嫁やそれから子供、それから年寄り、だけれども生活保護法には適用されない、そういう状態のもので、私はすっきり調

○説明員(小山進次郎君) ただいまのお尋ねに對しまして、先ほど政務次官から申し上げた筋を、ただ多少こまかく御説明申し上げるだけのことになる

わけでございますが、ただいま先生がなお補足して申されました事情を承わりますと、おそろく一般的な条件から考えれば、当然生活保護の適用ということが論議されてしかるべき場合だつたように思われます。子供さんがいるけれども、頭が悪くて扶養能力が全然ない、奥さんにも大した扶養能力はない、それから弟さんはまああるいは機械の方をやっておられて、ある程度の資力があるとしても、御自分で八人の子供を抱えておられる。

○木下源吾君 いや全部で八人です。か。まあそういうようなことであるとすると、その面での扶養余力と申しますか、それも大きいものとは思われない。でありますから、ほかに資産でも相当あるということになれば、これはもう生活保護の適用の場合にはな

なりませうけれども、もしほかに資産がそれほどないというふうな方であるとすれば、おそろく今ごときのごときになりますと、最小限一万二千円から一万五千円くらいはかかるはずでありますから、それだけのものを自分並ひに自分が直接扶養して行く者の生活を維持しながら加えて出して行くとい

う余力はなかなかこれは弟さんに、普通の場合ならぬわけでありませうから、おそろくそういう場合に出てきませう問題は、せいぜいのところ、弟さんの扶養関係でどの程度を一部負担をしてもらうかどうかといったようなことが論議に出てくるのが普通なものでござ

います。従つてそのほかの可能性を考えると、あるいはその方が退職された

際に、一時的に若干まとまった退職金というのをもちになつていたかどうかという問題があるのでありますけれども、これも想像に過ぎないのでござい

ますが、先生のところへころがり込んで来ているといったような実情から見れば、今のところそれを持つてい

たうに考へられます。それで多くの場合、先ほどおあげになつたような例は、これはたくさんあるのでござい

まして、最初入院したときには社会保険の適用を受けていた、二年、三年たつうちに勤め先と縁が切れてしまつて、

な退院ができないというふうなことを受けるという事例はたくさんござい

ます。従つて普通の場合であります。おそろくそこで生活保護の申請をされて、要件が備わつておれば保護を受けられて行かれる。こういうことが行われるわけでありませうから、

まあ病院の人がもう少し親切氣を働かしていろいろ奔走してくれるなり、あるいは御本人に知り合いの方があつて、もう少しそういう方面を調べてく

れば、あるいは地元で生活保護が受けられたということがあつたのではな

かるうか。かりにそういうことがなくて、現実の問題として、現在東京に

来ておられて、そういう格好になつて

いるわけであるといたしますならば、これは現在でも問題は依然残つて

いるわけでございますから、今度は現

地で保護機関である知事に対して、そ

こでもう一回医療扶助の申請をなすつ

て問題を解決するようにして行くとい

う道はあり得るわけでございませう。一

般的な考え方なり扱いは、今申し上げ

た通りでございますが、これはすべ

る場合でございませう。必しも今おあげになつた場合が特殊事例としてそういうふう

いはまあ毒素を破壊するか、何かそういうふうな方法が講じられないものか、これは私の友だちですが、レントゲンをやっている人がおりました、まあ話は少しこまかくなりますけれども、前に食糧増産のために、もみにレントゲンを照射して生産性を上げるという実験をやった人でありました。その人がもみの増産のためのレントゲンを照射しているときに、もみを照射したその下にあった品物、たとえばこれはしょうちゅう、あるいは人造日本酒、かようなものがテーブルの下にあつた、もみを通したレントゲン線が下にあつたアルコールに影射しまして、まあエイジングと言いますか、熟成が早くなった。従来まあしょうちゅうに二十時間レントゲンをかけると、レントゲンの単位にもよりますが、実際二十時間もレントゲンをかけたら少し内容に変化が起きた、一年おいただけの変化が起きたというようなことは聞いておりますけれども、そのもみを照射したアルコールされた光線が当たったアルコールは、三分か、あるいは五分、あるいは十分くらいで相当変化が起きた、糖分が多くなった、あるいはエイジングが進んだというようなことを本人が実験の結果わかりまして、なぜそういう場合に、もみをアルコールした光線で従来のレントゲンよりも特殊な強いエイジング作用が起きたかというところは理由がわからない。わからないけれども、とにかく変わった、早い速度で感じた。長い時間に相当するような結果が出たというわけで、これはそのパテントをとっているはずですが、けれども、かようなアルコールの研究が進んで行きましたならば、もつと早

い時間でこういう作用が強くなるということになる。それじゃ今の黄粟米のあのばい菌、あるいは細菌、こういうふうなもの死なぬか、殺すこととはできぬか、新しいフィルターをかけたレントゲン線ですらいうようなことができるならば、たとえば今の黄粟米なるといふのは、一升百円の値打ちのあるものを、売るときは一升二十円か、二十五円程度ということになるならば、相当コストをかけてもこれをやられた方がいじやないか、少しやってみると、いじやないか、少しくらいの程度でいいか、千単位とか、あるいはそれ以上の高単位でやらなければならぬということを言っております。それじゃそれが日本にあるならやってみたらいいじゃないかといったのですが、日本にはそれが無い、アメリカへ行ったらすぐできる、これはもみでもいいし、有機物なら何でもいい、豆の層をこしてもいい、理由はわからない。とにかくその豆の層なり、米の層なりものは何百時間かレントゲンを照射しますと効力がまさる、その理由はわかりぬ。とにかくそれをフィルターしたレントゲン線が特殊な強い効能を發揮するということをお聞きしておる、こういうふうなことも、もしもこれが本当に黄粟米の毒性を破壊したり、あるいは黄粟米のばい菌、細菌を殺し得るならば、さっそくこれをやったらどうか、これは私も専門家ではありませんから信憑性がどこまであるのか知りませんが、そういうようなことも厚生省の仕事として、今の黄粟米に対してやっていたらいいと思うのです。これについ

ては、何か厚生省で今日までそういうふうなことをお考えになったことがありませんか。

○政府委員(紅雲みつ君) レントゲンを黄粟米の毒素を破壊すると言いますか、まあこれで使えるようにして行こうという大へん珍しいお話しを今伺ったのですが、厚生省としてはそういうことはまだ研究しておられないようでございます。しかしお話しはよく承りましたので、研究の方面にも一つそういうことを話してみたいと思っております。

○上林忠次君 現在貯蔵中のものは、毎日々々の毒性が増して行く、あるいは細菌が繁殖して行くわけでありますから、早く手をつけていただかないと困ると思っております。

○野本品吉君 ただいま上林さんから黄粟米の問題についてのお話しがありましたが、私もいつもこの問題を考えているわけでありまして。御承知の通り、現在どうにも手のつけられない黄粟米を十万吨以上抱えておる、それで農林大臣は、厚生省が食べてもよろしいというまでは一粒も配給はしない、厚生省の方では絶対安全だから配給してよろしいということはまだ言えない。いつの日になつたらその問題が解決がつくか、そうすると、十万吨以上抱えておる黄粟米の行方がどうなるかということ、それではまあ先ほど上林さんから話しが出ましたように、一升百十五円で買った米をアルコールの原料として二十五、六円で売っておる、これからの困損というものは実に莫大なものなのです。こういうような問題を話し合っている途中において、刻々と変質して行く黄粟米による

困損というものは、これは監視することとができないと思っております。そこでこれは前の委員の方と同じようなことを申し上げるのですが、せひ厚生省と農林省とで十分話し合せて、ここに一つ抱えていることによる困損というものは刻々累積して行くんだということでありまして、このことについては、特に一つこういう場所のいわゆる質疑応答という形式の問題でなしに、大きな問題として、政府部内において即刻解決への道についての御検討をお願いしたいと思います、いかがでございますか。

○政府委員(紅雲みつ君) お説の通り、これは大問題だとかねがね私も思っております。それで、大へんいろいろの御意見を伺いまして、ぜひ御意見を尊重して、これを何とか解決する方向に向くように私も努力をいたしたいと思っております。それぞれの機関にも、こうした御意見のあつたことも申し伝えたいと存じます。

○野本品吉君 国立療養所の病床の回転率と申しますか、これは現在どういう状態になっておりますか。

○説明員(小山進次郎君) 数字は若干正確を欠きますけれども、現在ならして一年半から二年くらいの間で回転しておるような数字になっておったと思っております。

○野本品吉君 その回転率が、前に比べて最近はよくなっているか、悪くなっているか。

○説明員(小山進次郎君) 若干よくなつておるとい程度でございます。

○野本品吉君 療養所の経営の面から

言いますと、病床の回転率の問題は相当大きな問題だと思っております。ことに聞くところによりますと、回転率がよくなつて困るといふことを、私の国立療養所などでは当事者から聞いておつたんですが、最近療養所の人々が参りまして、実情はこうだということとを私どもに訴えましたが、それによつてしまつて、病床が非常に数多くあいてしまつて、病状が非常に多い、その点は実際の状況はどういうふうにごらんになっておられますか。

○説明員(小山進次郎君) ただいま先生のお話しのように、一年くらい前までは病床は常に満床でございまして、九七〇程度ということですから、実際上の問題としては、病床があくのを待つてすぐ次が入るといふようなことがあつて、非常にたくさんの方の待機患者を抱えておつたのでございまして、今年度に入りましてから、ややその間余裕ができました、パーセントも九七〇というふうな高いところから、だいたい九〇〇前後まで下つて、少しゆとりができておるというふうな状況でございます。それで、どういった状況が今までの状況から見ますと、少しあき過ぎるのじやないかといふような感じを関係者の間に持たれておりました、どういふわけか、どういふふうにあき始めてきたかということを目下検討しておりますけれども、今のところ大体それで横ばいで行つておりますので、まあ一般の回転と申しますか、あき方としては大体それくらいが實際上妥当なところでありまして、もう少し将来の動きを見た上で最終的な判断をしたいというので、いろいろ国立療養所を中心にして現在検討を

月あたりを一応目途にしておるが、しかし必ずしも三月になったら全部首を切るわけじゃないんだという御説明のようになりましたが、それで差しつかえないのかどうか、念のため承わっておきたいと思ひます。

○政府委員(紅霞みつ君) つき添い婦の問題で重ねてお尋ねでございますが、資格のあるということは、どういふふうにお考えでございますか存じませんが、あつたつき添い婦の中の実情は、看護婦の資格を持った者もございませぬし、全く何もそうした資格を持っていない者もございませぬので、資格と申しますよりも、やはりよく看護の実情になれた経験者、それからまあ資格を持っておる者が大い適格でございませぬが、適格者と認められる方は、やはりなるべく療養所の職員として吸収して行く、それからその次に考えられることは、公立につきましても、私立につきましても、今年も一万床もふえるのでございませぬから、その他の方面にもこれはあつせんにして差し上げる、なお、やはり一般の職業についての方のほうはいんじやないかというふうな方につきましても、労働省等に連絡をとりまして、一般のお仕事の方に御世話をする、こういうふうにいるいろいろな考え方で失業者を出さないというところに、とにかく努めて行こうと、こういうわけでございませぬ。

それから期限でございますが、三月の末ごろまでには大体それそれ身の振り方をつけるようなふうにお世話申し上げて行きたいと思ひますが、それでもなおかつ解決がつかない、まだ残つておるといふようなことになりませぬならば、それは絶対に三月の末で

もつて切りかえてしまふんだというふうに線を引かないで、そのときの情勢に応じて、そこは弾力を持たせて解決をはかるかと、こういう考え方でございませぬ。おっしゃつたところと大差ないと思ひますが、その資格という問題がちょっとどうかと思ひますので、特に申し上げたわけでございませぬ。

○田畑金光君 わかりました。資格というものは適格者ということでありますが、ただ、その適格者であるか適格者でないかという判断も、この基準をどこに置くかということの問題にならうかと思ひます。さらにまた、その判定をだれにゆだねるかというふうなことは、これは国立療養所の院長にゆだねるかどうかというふうなことも出て参ると思ひますが、それはとにかくといたしまして、このように、つき添い婦が現実にあるということは、看護婦の数も非常に少ないことが原因をなしておるものと、こう見ておるわけでございませぬが、お話のように失業者を出さないように、適格者でないものについても、労働省その他に話し合ひをつけて職業のあつせんになされるという御趣旨であります。それは机上の職業であつせんとしまして、労働省と話し合ひをなさるのもけっこうです。が、しかし現実の末端の国立療養所の実情を考慮したときには、中央で簡単に労働省に話をすれば職業のあつせんでございませぬ、なまやさしい問題ではないと思ひます。つき添い婦の方方も、多くは未亡人でありませぬし、子供をかかえておる。そうしてまた、その療養所のある地域等において、その仕事を

離れて簡単に他の仕事を求められるかという、なかなかこれは仕事を求めることは困難です。でありますので、この点は衆議院においても参議院におきましても、社会労働委員会等で、適切な措置をはかるべしという決議案を決定されて、政府に要望がなされておるわけであります。この実情をよくお考えをいただいで、問題を円滑に処理されることを、われわれとしては希望いたします。同時に今までの政務次官の答弁で、これらの人方にも決して心配をさせないような配慮をするということでありませぬから、われわれといたしましては、末端においてほんとうにお言葉のような配慮がなされておるかどうかということは今後十分に見守るつもりでありますので、決してこれが答弁のための答弁で終らぬように御注意を願ひたいと思ひます。

○委員(新谷寅三郎君) ほかに御質問はございませぬか。それでは厚生省設置法の一部を改正する法律案につきましては、大体質疑は終了したようでありませぬから、次に移ります。

○委員(新谷寅三郎君) それでは次に、農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(新谷寅三郎君) 速記を始めて下さい。

本案について御質疑のある方は、順次御発言願ひます。

○田畑金光君 第一にお尋ねしたいのは、賠償関係の問題で、農林省の事務が新たに加つたということになつて

おりますが、この内容について、一つどういふ仕事の内容であるのか、この「ビルマ、フィリッピン等」に対する賠償の実施部面において担当する事務も生じて参りました」というわけでありませぬが、どういふ事務が生まれて参つておるのか、この辺の御説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(斎藤誠君) 賠償事務につきまして、農林関係で担当する事項が、どのようなものであるかと云う御質問でございますが、現在賠償関係といたしましては、先にビルマの賠償協定が締結され、先般はまた日比の間における賠償交渉の打ち合せが行われたわけでございます。従ひまして、今後これらからどういふ段階において実施されるかということにつきましては、まだ相当未確定な部分がございますので、全般的な賠償の取扱ひが、外務省その他におきましてきまりました場合におきまして、その実行段階について各省がこれに協力する、あるいはその事務を担当するということになるわけでございます。現在までにおけるこの問題に対する大体的考え方、あるいは今後予想される取扱ひの行き方については、ビルマにつきましては、おそろく賠償協定に基づきまして、実施の取りきめが具体的に進行することになると思ひます。そのうち、賠償関係の賠償計画を立てられませぬか、全体の年間の賠償計画を立てられませぬか、それに基いて各実施計画というものが、年次別におそろく立てられることにならうと思ひます。こういうふうな実施計画を立てられませぬか、それでは農林物資については、それではどのようなものが対象になるか、また

どのような物資または役務が対象になるかというふうなことが、具体的にその計画に乗つて参ることになるだらうと思ひます。そこで年次別の実施計画に對しまして、各担当の物資官庁がこれに協力する、具体的な実施の可能性といふべきか、この程度における農林関係としては賠償の物資または役務の対象がある、これに對する計画として、このようなものが考えられるといつたようなものを作成いたしまして、これを外務省が全体として賠償の取りきめ、あるいは調整を行うことにならうと思ひます。それから、その準備の作業といふことが第一に行われることにならうと思ひます。従ひまして、その程度まで参りました年次計画というものに基づきまして、今考えられておる方法は、ビルマ政府と民間の業者の契約をいたすことにいたしました。その契約に基き資金を日本政府において日本の民間業者に支払うという方法がとられます。そのことになると、今度は具体的な個々の契約につきまして、農林関係の物資なり、あるいは役務の調達等につきまして、契約の単価、これが不当に安い単価にならない、あるいは不当に高い単価にならない、予算の関係、あるいは今後の通商の關係も考慮いたしまして、公正な立場においてそれをチェックするといふふうなことを行なうて行くことにならうと思ひます。従ひまして、準備的な計画を立てる、作業計画を立てられませぬか、それでは具体的な契約についてのチェックといふたよ

うな仕事は農林省関係における具体的な業務になるかと考えておるわけでありませう。たとえこの対象になり得る物資というふうなものについては、いろいろ農林関係のものについても考えられるかと思ひますけれども、特に役務のごときにおきましては、農林関係の技術者が向うに行つて役務を提供するといふことになりませうと、さらにあつせんといふふうな事務もこれにつけ加はるることになるかと考へるわけでありませう。日比との関係におきましては、またそういう段階まで参つておられませんので、先般の交渉の過程におきましては、農林関係において対象となり得るような物資なり、役務の準備のまた準備という意味における一応の計画というふうなものを作成いたしましたのでありますが、これはまた具体的な実施の段階まで参つておられませんので、担当すべき事務として確定いたしました形はとつておりませう。しかしおそろしくこれが実施の運びになりませうれば、東南アジアに關係する農林省關係の業務も相当ふえて参つてくるのではなからうか、かように考へておるわけでございます。

○田畑金光君 今のお話を承りませうと、まあ今後賠償あるいは経済協力に伴うて起きてくるであろうことを予測されて新しく、まあ官房なら官房に担当課を設けるという御説明ですね。私の承わつておきますことは日比賠償問題はまだ未解決でありますから、これはもちろん具体的なものは何もないと思つておる。ただビルマとの賠償は一応四月に効力を発生しておる。ただ協定実施についての細目の取りきめがまだ終局に至つていない、こ

ういう段階にならうかと考へております。しかし実施細目の取りきめにおいても、たとえ契約の方法についてあるいは支払の方法等についてまあ問題が残つておるよう聞いておるわけでありませう。そこで、すでに本年度の予算にも賠償等の予算も計上されておることでもありませうし、従ひまして細目の取りきめも済んでおるとするならば、具体的に農林省として、たとえば役務の賠償についての助言をなさる、あるいは契約準備について、いろいろあるいは契約準備をなさるについても、あるいは指導監督をなさるについても、具体的な何ものかができていてもよろしいのではないかと考へるわけでありませう。私のお尋ねしておること

は、こういう農林省設置法の一部改正法律案が出ました以上は、具体的な仕事ももう出ておるのじゃないか、こういうふうに考へましたので、それはどんな具体的な仕事であるのか。たとえば民間業者がビルマ政府と契約をして物を送るとか、あるいは役務を提供するといふような場合に、今まで起きた事例はどんな場合があるのか、これを私はお尋ねしたわけなんです。またそんなことはないかどうか、ただ予測されて、こういう機構をこしらえられ、こういうお考え方であるのかどうか、この点を承わりたいと思ひます。

○説明員(斎藤誠君) 今の御質問でございますが、実施取りきめ自身が目下交渉の段階にあるといふふう聞いておられますので、その取りきめに基く具体的な作業といふものにつきまして、まだ農林省として担当しては、まだ外務省に賠償に關する各種の

連絡協議会がございまして、それに對する各種の資料の作成といふふうな仕事を現在やつておるといふ段階にあるわけでございます。従つて今お話になりました問題は、これから起る問題でありまして、ただ現実におきまして、日比の場合も同様であります。ビルマにつきましても、そういうふうな作業につきましては、相当複雑な仕事をやつておられますので、かような仕事を早くから明確にしておく必要がある、こういうことではなからうかと考へておる。お願いいたしておるような次第でございます。

○田畑金光君 ただいまの点は、これから起るであろうことを予測されて、準備をなされたという点は了解いたしました。そうしますと、具体的な取扱機関というのは、農林省の官房にたえれば課を設置するとか、こういうふうなことになるかと思ひますが、その辺の事情を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(斎藤誠君) 農林省の賠償あるいは賠償に關連したような国際協力に關する事務が、ここ二、三年來相當ふえて参つたのであります。従来はこれを官房の総務課といふところがございまして、他局に屬せざる事務といふことで、総務課で取り扱つておつたのでありますけれども、今申しましたやうな事情で、国際協力に關する事務が相當ふえて参り、また今後こういう賠償問題を取り扱うといふことになりませうと、やはり責任のある人がこれを能率的にやつて行くことの方が望ましいといふふうな考へまして、実は今年三月に、国際協力に關連した事務を担当いたす者といひまして、参事官

制度といふものを設けまして、総務課で所掌しているこれらの国際協力に關する事務につきましては、参事官がこれを一元的に処理する、こういうことにいたしました。目下参事官を中心にして、これに關連して担当しておつた職員、並びに省内の關係する担当官をきめまして、これを参事官のもとに一元的に指導し、調査を行なつておる、こういうことによつて事務の遂行をはかつておる次第でございます。今後このやうな仕事が一層拡充され、もつとはつきりした責任の部課を設ける必要が出て参りました場合におきましては、その際にこれらをどうするかを検討いたすこと考へておられます。目下のところは、今申しました参事官制度によつてこの事務の処理に當らせらる、こういうことで行なつておる次第でございます。

○田畑金光君 政務次官にお尋ねしたいわけでありませうが、この法律案提案理由説明書によりますと、米榷審議會について、「従来その組織、所掌事務、委員の定数、専門委員の設置等については政令で定め、委員及び専門委員は、食糧庁長官が任命することになつておりましたものを、この審議會の重要性に鑑みまして、この際委員及び専門委員についての主要な規定を法律で定めることとし、その任命を農林大臣が行ふこと」にきめたわけでありませうが、今年から従来の供出割当制度を廃止されまして予約買付制度に移行されたわけでありませう。この点に關しましては、これは今後の主要食糧に對する従来の国家管理の方式をやめて自由販賣制にするといふやうな一つの段階的な制度ではなからうかといふ見方も

あるわけでありませう。もしそういうやうなことになる参りますと、結局米榷という問題も需給の経済の自由原則にゆだねる結果にもなるわけでありませう。しかるに今回の法律改正案によりませうと、米榷審議會はいよいよその機能を強化し、また重要性を高めてくることになつて参つたわけでありませう。いさか今後の方向と食い違ひがあるやうな感じがございません。今後の政府の食糧政策と申しますか、食糧管理制度についてはどういふ基本的な考へ方でおられるのか、ことにこの点は自由党の食糧政策等に關連した場合に、今保守合同の線から政策協定等も取り上げられておるわけでありませう。当然その政策協定の重要な一つとして食糧政策が取り上げられると思ひます。その場合に自由党の考へておるお米の統制を安全にはずして自由販賣制に移すといふやうな問題も出てくると思ひますが、現内閣としてはこれに對しましてどのような方針でいかれようとするのか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(吉川久衛君) お答え申し上げます。ここにございませう米榷審議會の委員を農林大臣が任命するといふやうに改めました理由は、御案内でございませうが、実は沿革的に事情がございまして、先に物榷庁といふのがございまして、物榷庁で物榷を決定する、米榷を決定するといふやうな關係がございまして、物榷庁の長官が米榷審議會の委員を任命したのでございませう。それが制度が變りまして食糧庁に移りましたので、食糧庁長官の任命といふやうにやつて参つていたので

でございますが、農林省内における農林省関係の各種の審議会の委員任命はことごとく農林大臣の任命になっておりまして。ところが米価を決定する審議会の委員が、ひとり食糧庁の長官の任命という点では他の振り合いから少しもおかしいのではないかと、問題になりまして、他の審議会の委員と同様な取扱いをする必要を感じまして、かようなふうに変更したいということになりました。

それから食糧管理制度の問題につきましては、もう申し上げるまでもなく、実はここにちまやで参りましたところの供出制当制度というものについてぜひいろいろの批判が出て参りました。私どもの見ておりますところでは、供出制といいますが、とにかく政府が米を買い上げ、これを管理するということなどは、私どもはその必要性は依然としてまだ認めていられるのでございます。しかしながら専門家の言うところによりましては、国内で生産された食糧の四割以上が政府の手に買取られて配給されるというところでなければ、それ未満のものを買い取つておそれだけの機構をもつて配給をしておるといふようなことでは、一体管理制度というものは意味をなさないのではないかと、いふようなことが論議をされておりますが、私どももそう感じます。必要性はあるけれども、可能性が非常に困難になってきた。ここで何らかの新たな制度的な方向がえをしなればならぬんじゃないかというところになって参つたのでございますが、

それから御意見もございまして、これはここまですべて長い間統制をやつて参つたものを急激に自由にするというところの弊害が予想されます。需給の関係においていろいろの混乱が生じます。消費者の生活を考えなければなりません。また生産者の立場も考えなければならぬ。現段階におきましては、よほど慎重に相当の期間十分なる準備を整えた上でなければ自由にするというふうなことはできないのではないかと、こういう見通しの上で立て、できることならば条件を整備されて参りましたら自由にすることは望ましいであらうが、今の段階ではまだそういう情勢ではない、こういう見解に立つてたゞいまの過渡的な、と申しますか、事前売渡申込制度という制度を採択せざるを得なかつた次第でございます。

つたものを急激に自由にするというところの弊害が予想されます。需給の関係においていろいろの混乱が生じます。消費者の生活を考えなければなりません。また生産者の立場も考えなければならぬ。現段階におきましては、よほど慎重に相当の期間十分なる準備を整えた上でなければ自由にするというふうなことはできないのではないかと、こういう見通しの上で立て、できることならば条件を整備されて参りましたら自由にすることは望ましいであらうが、今の段階ではまだそういう情勢ではない、こういう見解に立つてたゞいまの過渡的な、と申しますか、事前売渡申込制度という制度を採択せざるを得なかつた次第でございます。

○田畑金光君 お話によりまして、まあ過渡的な制度として今年の予約買付制度をとられたというわけでありまして、言うところの条件が整備されたならば統制を撤廃し、自由販賣に移すということも考えておられるように承るわけでありまして、そこで条件の整備と言われまますが、条件の整備とは一体どのようなことをさしておられるのか、いろいろの面があるかと考へるわけでありまして、これは国内の食糧の問題、あるいは海外食糧の問題、こういう国際的な視野に立つ問題もありましようし、あるいはまた各経済の面から見た場合に国内の農民の俸々の点等に關連した条件もあるかと考へるわけでありまして、いろいろの問題というものは万般にわたると考へるわけですが、いわゆる条件の整備ということはどういうようなことを言われておるか、まずその条件がかりに整うとする

ならば、今の食糧管理制度を廃止して自由制度に移されるという御意思であるのかどうか、この点をあらためて承りたいと思ひます。

○政府委員(吉川久衛君) 御指摘の通りもろもろの条件がございまして、一がいには申し上げかねるものでございますが、たゞいま統制を撤廃したらどうなるかというのを考へただけでも、私どもは外関から相当量の食糧を輸入をして政府が手持ちを置いていなければならぬというところが考へられます。たゞいま日本の外貨事情等から考へまして、これは非常にむずかしい問題であらうと思ひます。それからまた同時にそうすることが日本の生産農民に及ぼす影響ということも考へますと、これまたきわめて重大な問題でございます。日本のような、國際的に見ましてきわめて特異な零細な規模で経営をいたしております日本農業というものは、助成政策といひますか、相当程度の保護政策といふものが、私には考へられなければならぬと思つております。世界で一番大きな農業と言われるアメリカのような、企業として成り立つ農業をやっておりますアメリカでさえもCCC制度のような大きな保護政策を行なつておる、こういう現実を見ましても、私は日本の零細なる特異性だけではないに、なお農業といふものの保護政策をとらざるを得ないところの現状を考へますと、これは海外の食糧に依存するといふようなことは極力避けなければならぬ。私どもは日本農業、農政の重点は、やはり自給度を高めて外関に依存する度合いを少くしていくということが今日の喫緊の問題であると思ひます。

で、生産者の立場を考へただけでも私にはたゞいふことが困難ではないかと考へております。その他配給機構の問題もございまして、終戦後の第三国の資本による思惑等の問題等も考慮に入れますと、私どもはたゞいふことが困難ではないかと考へております。その点はその辺に考へておられます。過渡的な米価審議会から答申がなされておられます。この答申に關しまして集荷奨励金を二百五十円支給すべしというふうな答申がなされておられますが、この点につきまして、米価審議会もお話のように、この中に重要性を加えて、こゝらの答申の方針でも尊重して、こゝらの答申の権威も尊重して、こゝらの答申の方針について、今政府内において処理されるのか、この辺の事情の御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉川久衛君) 米価審議会の答申につきましては、もう十分に尊重をいたして参りたい、さうして集荷を成功させたいといふことでその財源につきまして非常な考慮をいたしております。そこで本日閣議におきましても、農林大臣と大蔵大臣との間に相当のこの問題について突つ込んだ話し合いをいたしたのでございますが、ついに結論を得るに至らなかつたのでございますが、来たる金曜日の閣議には最後決定をいたすつもりでございます。審議会の答申を十分尊重をいたしたいと、こゝういふ心組んで参つて準備をいたしておりますことを御了承願ひます。

○委員(新谷實三郎君) 他に御質問ございませぬか。

○野本品吉君 一つだけ直接この問題

はなからうかと私は考へるわけでありまして、そういう意味におきまして、今後食糧の管理制度に伴う欠陥というものは一つ一つ除去しなかつたらなりません。日本においては宿命的に守らねばならぬ政策ではなからうかと、こゝ考へるわけでありまして、その点はその辺に考へておられます。過渡的な米価審議会から答申がなされておられます。この答申に關しまして集荷奨励金を二百五十円支給すべしというふうな答申がなされておられますが、この点につきまして、米価審議会もお話のように、この中に重要性を加えて、こゝらの答申の方針でも尊重して、こゝらの答申の権威も尊重して、こゝらの答申の方針について、今政府内において処理されるのか、この辺の事情の御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉川久衛君) 米価審議会の答申につきましては、もう十分に尊重をいたして参りたい、さうして集荷を成功させたいといふことでその財源につきまして非常な考慮をいたしております。そこで本日閣議におきましても、農林大臣と大蔵大臣との間に相当のこの問題について突つ込んだ話し合いをいたしたのでございますが、ついに結論を得るに至らなかつたのでございますが、来たる金曜日の閣議には最後決定をいたすつもりでございます。審議会の答申を十分尊重をいたしたいと、こゝういふ心組んで参つて準備をいたしておりますことを御了承願ひます。

に關係がないことなんでしょうが、国土開
発青年隊、かねがね農林省でお骨を折
られておるのですが、その後の経過、
現状等について御説明を願いたい。

○政府委員(吉川久衛君) 私ごまかい
突は数字を承知いたしてないのでご
さいますが、当初政府の案といたしま
して七百五十名であったと思ひました
が予定をいたして、予算案に計上いた
したのでございますが、その後予算の
修正を見ましたので若干増加いたして
おると思ひます。建設省の国土開発青
年隊といふは、青年隊と連係を
とりまして、主として農林省におい
ては土地改良、農地の造成、等に働い
てもらう予定を立てております。

○野本品吉君 この青年隊は建設省が
主体としてやることに對して農林省が
側面から協力する、こういういき方
ですか。

○政府委員(吉川久衛君) 農林省は農
村建設青年隊と申します。建設省は國
土開発青年隊と申しまして、これは別
々に立っておるのでございますが、事
柄によりましては協力をしてやつて行
く、こういう建前でございます。

○野本品吉君 これは日本の国土の開
発とか、農地の開発、農地の造成、そ
ういふ点から考えまして農村の青年、
なにかんなく、三男の問題と非常に大
きな関連を持つておると思ひます。
私は、そこでこの青年隊の健全な育成
発達のために最大の努力をしますこと
が国土の開発の面から言つても農地の
造成、土地の改良、それから次、三男
の問題、そういう点と大きなつながり
を持つておると思ひますが、今まで
の実績と申しますか、これはどうなつ
ていますか。

○政府委員(吉川久衛君) 野本委員の
御指摘の通り、私の方の所管をいたし
ておりますところの農村建設青年隊の
方は農村の次、三男対策をも加味いた
してござりまして、土地改良その他の事
業に参加させ、開発されたところに入
植するといふような期待もいたしてお
るようなわけでござりまして、この点
は野本委員御指摘の通りで、その方
に向つて進んでおるのでござりませ
んが、昭和二十七年年度に発足をいた
してござりまして、まだ期待をいた
してござりまして入植とか、その他のこと
についてはまだ具体的な例はあまり現
われていないのでござりませんが、土地
改良、開発等については相当の実績を
上げております。

○野本品吉君 この問題は、ただいま
のお話にありましたように発足当時
おいては政府としても相当な声を大
きくして言われたことであり、それか
らまた一般農村の人たちも相当この問
題の将来に對して希望と期待をかけて
おつたのであります。ところが私たち
の見るところによりますれば、発足当
時の意気込み、一般の期待に比しまし
て、その後の青年隊の活動と申しま
すか、成長と申しますか、こういう点
が、非常に遅々としておるようになつ
ておると思ひます。これはお感じに
なつておられないでしょうか。

○政府委員(吉川久衛君) はなはだ恐
縮でございますが、私まだつまびら
かにいたしてござりませんが、私の聞いて
おりますところでは、農林省の所管に
おいてはできるだけ入植者となつて行
きたいという希望が強いようござり
ますので、むしろその方向に伸ばして
いくように努力すべきではなからうか
と、かように考えております。

○野本品吉君 私はごまかいことをお
聞きする考えはおりませんが、この
青年隊の、先ほども申しましたように
健全な育成発展ということが、日本の
いろいろな方面における開発、建設、
生産への大きなつながりを持つてい
る。それからどちらを向いても壁に突
き当つて暗中模索して煩悶してござ
りませぬ農村の若い者に非常に希望を持た
せる点において大きな意味があると思
ひます。従つてかけ声だけに終らず
に、いよいよますますこの問題につ
いて馬力をかけていただきたいといふこ
とを希望申し上げまして、あとごまか
しいことは後刻適當な機会にお伺いいた
したいと思ひます。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御質疑
ござりませんか。……それは本案に
つきましては大体質疑も終了したよう
でありますから直ちに討論に入りた
いと思ひますが、御異議ござりませ
んか。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議な
いと思ひます。よつてきよう決定いた
しませぬか。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議な
いと思ひます。よつてきよう決定いた
しませぬか。

○委員長(新谷實三郎君) 次に法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては質疑ははなはだ終了したようでありまして、これより直ちに本案につきまして、討論採決をいたしたいと存じます。御異議ございませんか。

○長島銀藏君 私はこの際討論を省略いたします。直ちに採決に入られんことの前議を提出いたします。

○松原一彦君 私は長島君の動議に賛成いたします。

○委員長(新谷實三郎君) ただいまの長島君の動議に御異議ございませんか。

○委員長(新谷實三郎君) それではさうに決定いたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第百四條による本会議における委員長の日頭報告の内容、第七十二條により議長に提出すべき報告書の作成、その他事後の手續は、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、よってさう決定いたします。

なお、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

- 松原 一彦 小柳 牧衛
- 田畑 金光 野本 品吉
- 加瀬 完 上林 忠次
- 宮田 重文 長島 銀藏
- 中山 壽彦

○委員長(新谷實三郎君) 次に文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては大體質疑も終了したようでありまして、これより直ちに討論採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○長島銀藏君 私はこの際討論を省略いたします。直ちに採決に入られんことの前議を提出いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原一彦君 長島君の動議に賛成いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷實三郎君) それでは直ちに採決に入ります。

文部省設置法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第百四條による本議

議における委員長の日頭報告の内容、第七十二條により議長に提出すべき報告書の作成、その他事後の手續につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、よってさう決定いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 次に厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては大體質疑も終了したようでございますから、これより直ちに討論採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○松原一彦君 長島君の動議に賛成いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷實三郎君) それでは直ちに採決に入ります。

厚生省設置法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、よってさう決定いたします。

○委員長(新谷實三郎君) それではさう決定いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決することに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、よってさう決定いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、よってさう決定いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、よってさう決定いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、よってさう決定いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、よってさう決定いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、よってさう決定いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、よってさう決定いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、よってさう決定いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、よってさう決定いたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、よってさう決定いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、よってさう決定いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、よってさう決定いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、よってさう決定いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、よってさう決定いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、よってさう決定いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、よってさう決定いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、よってさう決定いたします。

たしまして、あくまで、でき得る限り所有者の同意を取りつけるように最善の努力を果したあとでなければ強制的に立ち入りたり、調査したりするようなこととはしたくないという事は申し上げたつもりでございます。今日もその考えは変わっておりません。

○委員外議員(吉田法晴君) そういたしますと、大部分が反対な場合に強行しないという従来の旨は今日といえども変わっておりぬ、かようなたゞいまの御答弁であつたと思つておるのです。

それからもう一つ同じことでございませぬけれども、たとえば防衛分損金の削減交渉に関連して本年度拡張しようという五つの飛行場の問題につきましても、小牧の点について地元了解を得て進めておるといふ答弁に對して、事態はそうではないとやないか、こういう質問が行われまして、ちやんと法定の手続を踏んでやりなさい、こういう御答弁もあつたやうであります。これも砂川の場合には無視されておるかのように思つておるのです。この点はどういふ工合に考えておりますか。

○政府委員(福島橋太郎君) 小牧の調査に關連いたしまして國會で申し上げておりましたことは、小牧につきましては所有者の方と申しますか、同意を得て調査をしたというふうにおかれ考えております。ただ所有者が数百人に上るところでありますので、その一人々々から同意書を取りつけてあるというわけではない。村長なり、町長なり、代表者との間に話し合ひがついておる、その上でやつたということでありませぬ。ところが指摘をされましたのは、村長も承知をしていない隠れ

た権利者もあり得るのではないか。村長というところで、全部をカバーしてないという理論上の場合があり得る。そこで、そういうことも考えられますので、話し合ひをつけるという實質的な、努力はすると同時に、また工事その他の方法によります法律上の手続に基く立ち入り請求の手続もとる、それによつて隠れた権利者その他があつた場合には、そういうことは趣旨ではありませぬけれども、手続としてはその人の土地にも入れるということをやカバしてある、こういう建前で事実上の諒解による承諾を取りつける以外にこれらもう強制立ち入りと同じ建前になるわけでありませぬけれども、法律上の手続もとつた方がよろしいという当時の國會におけるお話し合ひでの結論でもございまして、両方の手続がとつてあるということでありませぬ。従いまして立川の場合についても知事の工事その他の手続がとつてあるわけでありませぬ。しかしながら、先ほど来その点に私の方も触れておりませぬので御理解がどうかと思つておるけれども、立川の問題と申しますのは、立川の飛行場の滑走路を延長したい、その場合にもちろん民有地と申しますか、私有地の地面が要るわけなのでありますけれども、これについてはまだもう少しわれわれもその所有者の同意を取りつけるべく努力がしてみたい。従つて法律上の手続としてはこの知事の工事その他の手続は開始してあるわけけれども、所有者の一人々々についても少ししこれを最後まで獲得する努力をしていきたい。従つてその私有地に入る意思はない。立川の滑走路の延長問題の眼目は、直角、立川のまん中の街道に

對して直角に滑走路が千五百尺延びてくるといふ關係になりますので、その道路に對して予定された拡張の計画がどうなるかという点が眼目になります。で、私有地の承諾を取りつけないという方はなお今後努力した上のこととして、とりあえず道路上の測量だけしてみたいということであつておるわけであつた。東京の公道でありまして、取用法の關係もなければ何の關係もないわけでありませぬ。道路使用の警察署長の許可があれば道路上に立ちどまつておるのであります。その調査だけをしたとか、道路でございませぬので強制を用いなくとも測量庁といえども入れるものと考えておりますので、強制の立ち入りと、そういう観点は今回の突施しておりませぬ立川については全然關係のないものと考えております。

○委員外議員(吉田法晴君) 先ほどの答弁についてもはぐらかされませぬが、これはまあ別の場合に當委員會でお取り上げ願うということですからその点の追及は留保いたします。

最後の立川の拡張、それから砂川の調査の問題でございませぬが、福島長官の今道路の調査、測量をやる目的だけであつたのだ、こういうお話でございませぬが、正確に目には覚えませぬけれども、最初東京調達局から調査に行かれました際には、矢崎次長が道路の調査は、道路は基点になるのであるから、その基点の調査とともに私有地の調査もするのだ、こういう私有地の調査の意図も矢崎次長の口から明らかにせられておるやうであります。この点はどうなのか。結局私有地に立ち入つ

て十一條の準備のために立ち入ると、こういうことであつたけれども、それが批判をされた、あるいは町民の反對があつて私有地に入るつもりはなかつた、道路上だけを測量する、こういう言いわけに私は變つて参つたという感じがいたしております。お考えがあるかどうか。

それからもう一つ、福島長官は、これは土曜日の日であつたかと思ひます。新聞は毎日新聞であつたかと思ひますが、負傷者を出しても調査は強行する、こういうことを言つておられます。これは負傷者を出してもいいことは、あるいは死人を出してもいいか、これは調査は強行してやるのだ、こういう意向に聞えるのであります。そういう御意図なのかどうか承わりました。それからもう一つ、これは一昨日、土曜日の日立川に私も参りました。福島長官の新聞を通じての聲明その他から怒りました現地の諸君が調達庁あるいは福島長官等に抗議に参る、こういうことでもございませぬから私同行いたしまして、その際に東京調達局の川崎という名前だと思ひます、正確にわかりませぬが、課長であることには間違ひございませぬが、十一條だけで調査をやつたことがあるか、強制調査をやつたことがあるか、こういう質問に對して、ああいうばかな町長がおるからそこでこういう問題が起る、こういう事態が起るのだ、こういう答弁がございませぬ。そうすると、福島長官の言明なり、あるいは調達局の官廳的におりますものは、かりにきめたものはこれは何が何でも所有者の、あるいは地元の意向、あるいは利益というも

のは無視しても、どんな犠牲を払つても、それが法の要件を欠こうとも、何をしようとも、けが人を出そうとも、あくまでこれを一方的にやるのだ、かようにわれわれ考えられるのでございませぬが、これらの点に關連して調達局の意見、あるいは政府の意向というものを伺ひたい。

○政府委員(福島橋太郎君) 私有地を調査する方針であるということに最初参りましたときに担当の者が申したという話であります。これはもちろん私有地もいすれば調査いたさなければならぬのであります。道路上の測量を済ませば私有地の測量もしたい、そのために私有地も含めて東京調達局の通知を出して参つたわけでありませぬ。私有地を調査する考えがあることはこれも明瞭なんです。しかしながら私有地についてはもう少し諒解の努力をしてみたい、その目にはやる意思はないのです。道路上の測量でもこれ四、五目ばかりなのであります。道路上の測量から始めて終るまでには私有地についても極力諒解をしたいと思います、この日に道路に變つたわけでも何でもない。従つて道路の測量という問題に、道路の使用という件について警察署長から許可をとつていつたということでありませぬ。道路は通行の目的で入つたものではありませぬ。通行の目的であれば使用許可は要らない。道路の測量許可を事前に取りつけて参つたということは、道路の測量から出発し、それが数日かかるのであります。それ以後において私有地も測量したいと希望することは事實である。所有者との間にさらに話し合

いを続けなければならぬというふう
に考えておたつたわけでありませう。負傷
者、けが人が出ておやれということ
を私は申し、多分申したのじゃないか
と思ひますが、それはけが人というの
は調達庁御のことを言つておる。道路
へ入らぬというべらほうな法は少くも
日本にはないのだ。道路の所有者と
いうものはそうやたらにおるわけじや
ない。これは固なり都なりの道路なん
である。そこへ入るのに入れないとい
う法はない。こわがって引つ返わとい
うばかなことはしないでさつとやつ
てこいというこを申しました。道路
へ入つていふことを申すからやれと
なんというこは第一考えられない。
そういうこを申したわけでありませう。
方につか入を出してでもやつてこい
いうこを申したのではないのでござ
います。御了解を願ひたいと思ひま
す。なお青田さんが御同行になりま
した際に、東京調達局でばかな町長云々
という言葉を使われたらございませ
う。私はおやれと承知いたしませ
ん。そういう言葉つかいといふものは
こわいといふべきものでございませ
ん。もしおやれなことがございませ
ん。これはお許しを願ひたい。そういう
考えで申すのではない。この御指摘
のありました所有者の意向を無視して
でも、法の要件を満たさないでも、あ
くまでやるのかというお話でございま
した。申上げましたように、道路
をさしたつて測量をしたい、道路の
所有者といふものはこれは個人ではな
いので、所有者の意向を無視してもし
いうことは道路の調査に關する限り成
り立たない話である。法の要件を無視

してでもとおつしやいますけれども、
道路を使用する場合には警察署長の許
可、十分なる要件を備えておりまし
て、御指摘のような点、御心配はない
と考へております。
○委員外議員(吉田法晴君) 根本精神
を聞いたのでありますが、根本精神に
ついてはあくまで反対を押し切つて
も、けが人をだしても、法の要件を具
備しないでもやれといふのじゃない、
これだけはわかりました。ただ福島長
官のたとえ負傷者を出したことがあつて
もあくまで強行する決心である、云々
といふのは、これはまあ本論になる
かもしれませんけれども、この文章を
読んで、特調側につか人が出ても云々
といふように、これはだれが読んで
もとれません。これはまあ文章なり言
葉の意味になりますけれども、どんな
につか人が出てもやれといふことを強
行する決心だ云々といふのは、これは
やはり町民側につか人が出ても強行す
る意向だ、こうとるのが普通だと思
ひます。まあ今の答弁、弁明は私は論
弁だと思ひます。

それから私有地についてはもつと總
やかに話をしてみよう、譲得の
努力をするつもりだ、こういうまあ
話であります、それで砂川町の最
初のときには、道路を起点にして私有
地に入つても調査測量をする、こうい
うお話でしたが、その後それは私有
地には入らないのである、あるいは道
路だけをやるのだといふ話は……なる
ほど長官は今けが人があつてもあくま
で強行する決心だと言われたことは新
聞には得てある、しかしながら町な
ら町に言われるような態度であるいは
もう少しやわらかい態度でお話しにな

つた事実があるのですか、私は聞いて
おりません。あくまで調達庁の一貫し
た方針は起点として全部をやるのだ、
それができなくなつたから途中で道路
だけをやるのだ、それからやるにして
もけが人をだしても、あるいはそんな
ばかな町長なら町長に對してはどんな
ことをもつてもやる、こういうような
意向に關するのではありませんが、その辺
重ねて一つお尋ねいたします。
○政府委員(福島慎太郎君) 私有地に
關してはさらにもつと譲得の努力をし
てみたい、しかしその努力がやつとも
實が現われておらんではないかといふ
御指摘だらうと思ひますが、これはま
あ五月の初め以來町長をつかまえて何
とか談じ込もうといふので相当に努力
したのでありますが、とにかくどこへ
裏隠れてしまつたのか町長が全然つか
まらぬ。家へ参りましてもおやれま
せん。家族がおろおろしているばかり
で、どこかへ連れ込まれてはいるのかさ
つぱりどうにもならない。何ともはや
努力が……町長と話し合ひが足りない
といふことは御指摘の通りではないが
申しわけがないのです。おらんので
す。まことに閉口頓首をしております
で、たとえは昨日も町長が官房長官の
ところへ談じに来たとかといふこと
であります。私どもの方にも見えるとい
うことで、実は私もかまえておりまし
た。どうも抗議にいたしましたも、陳
情にいたしましたも、どうも私の態度
が悪いせいかもいふが、さつぱり
私のところにおいでをいたさないとい
ふことで、いかんとも連絡がとれな
い。その意味におきましては町長との
話し合ひの度数が重ねてないが申しま
すが、それは……飛行場拡張の

話を五月の当初のところには一度係の者
が町長に會つたことはあるようであり
ます。飛行場のひの字も話ではきない
といふことはいかんともしようも
ない。それからまた各所有者の家は
調達庁立入禁止といふ札が張つてあり
ます。これも話ができないといふこと
でありまして、まあやむを得ずちようど
道路が地域のまん中になつておりまし
て、これの調査を済ませますと、大体
の設計上の見当もつくわけでありま
す。従ひまして道路の調査を終るこ
ろには、調査とはいかぬものであるか
といふこともある程度所有者の方にも
理解してもらへるであらう。

それから立川の滑走路拡張の問題の
難点と申しますのは、現在の滑走路を
直角に延ばしてくと、道路にぶつ
かつて道路に食い込むといふ点に難点
があるわけでありませう。従ひましてこ
れを少しはすつかに滑走路を新しく
とるようになれば、道路にひつかから
ないで済むのじゃないか。そのために
道路の方向なり位置なりといふものを
測量によつて初めに正確に定める必要
があるわけでありませう。そういうしま
すと、アメリカ側の頼んで参りました
案以外に、道路を削らないで済む案と
か、いろいろな案もわれわれとして
は考えられるのじゃないか。所有者の
譲得に入りますときに、代案をもつて
説明をするといふ態度も必要なこと
ではないか。その意味におきましてあら
ゆる問題を前提にいたしまして道路
の測量といふものが必要になる。従つ
て道路上の測量のために許可を受け、
これを開始した次第であります、と
ころがその道路上側から追つたらわれ
まして、どこにもならぬといふこと

現状はなつております。しかし道路と
いうものは、別にだれさまの私有物に
なつたといふ話も聞いておりませ
んし、われわれも使へるはずだと思つて
おりますので、何とかこの道路の調査
だけはそのうちに實現完了するよう
にしたいと考へております。

○委員外議員(吉田法晴君) 調達庁長
官はきよはた大へんおとなしいが、こ
の間の衆議院のときにはなかなか勇
気でしたが、實際にやつておられます
今のようなお話ではございませぬ。あ
るいは、たとえは福島君に言われま
したけれども、この間の東京調達局長に
しても、ほかのところに行くけれども
おれのところになぜ来ないのだとい
ふきつい非難、そういう態度からいた
しますと、今のようなお答弁の態度では
ございませぬ。

それからこの間成瀬君が本会議で質
問をいたしました点に關連いたします
が、全体として基地のために取用する
かどうかといふときに、きめたらもう
とにかか問答無用だといふ態度が法の
解釈にも現われておると思ひます。二
十一條の手続さえすれば、十二
條は土地取用法の規定であります、
十二條は要らぬといふような答弁――
西川労働大臣の答弁――國務大臣の答
弁でありますから重ねて質疑をするこ
とができませぬとしたけれども、土地
取用法といふものがどういふものであ
るか、私どもは土地所有者の利害を
守る、あるいは土地取用法にいう行
為、あるいは特別措置法にいう米軍の
要領、それと土地所有者との利害の調
和をはかるということ、土地所有権を
できるだけ守るということが土地取用法
の精神だと思ひます。従つて十一條

の手続だけでは実際に土地に立ち入るといふこと、あるいは土地所有者が十三条の立ち入りの受忍の義務をもつておるものではないと私も考えるのであります。福島長官も本会議のうしろの方におき、聞いておられたようでございますが、これらの点についてどういふ場合に考えておられるか、政府の所信を承わりたいと思ひます。

○政府委員(福島長官) 取用法の關係でございまして、十一條によつて國が準備のために調査がしたいといふときに、その意思を決定いたしました。都道府県知事にその通知をする、知事がこれを公示をする、そうした場合には、それによつて國の立入権といふものは發生する。關係の市町村長はこれの公示を關係者に対してする。それは現在の解釈によりますれば、市町村長の公示といふものがその關係者、あるいは土地の所有者に対して知らずについて乗り込んできて、不測の損害が生じないやうに報告をしてやるという意味の規定である。従つてその公示をして、これは市町村長のしなければならぬ義務なものであります。その公示を怠つたがために土地の所有者が不測の損害を受け、その所有者は國に対して損害を請求をしないで、公示をしてくれなかつた市町村長に損害の請求をする、そういう關係になつてゐるわけでありまして、従ひまして國の立入権といふものには關係がない。都道府県知事の公示によりまして國が立入権を持つてゐる場合には、土地の所有者は正当な事由がなければこれを拒んでならぬ。

は、かりにこれがなくても正当な事由といふことにはならないといふうに法務局長官もその当時答弁したはずであります。私も法務局長の解釈、これが政府の有権的な解釈であり、それに従つておるわけでありまして、しかしこの問題は仮処分申請も現地でなされてゐるものであります。裁判に出ているのでありますから、どういふふうにござまるか、これは裁判所の決定通りでも差しかかれない、別にその解釈そのものをがねばらうと思つておりません。裁判でしかるべくまつたことが正しいので、裁判があるまでは、われわれとしては法務局長官の見解といふものに従ふと考へております。しかし重ねて申しますけれども、今申しておりますのは、この十一條、十二條、十三條といふ關係は全然ないのである。道路を使用するののいいか悪いかというだけの問題、これに対してであるという始末で、調達庁が問答無用だといふ態度だといふ御指摘でありましたけれども、私も好き勝手に言つておりました。間答無用といふのは道路から追いつく方が問答無用の態度であつて、われわれの方がよほどおとなしいと考へざるを得ない状態だと思つております。

○委員外議員(吉田法晴君) 法の点については参議院の法制局長も来ていたいただきましたので、お尋ねいたしたいと思つております。砂川の今の案もめておる点、この法文には關係がない、こういうことでございしますが、それでは十條、十二條と申しますか、土地取用手続には何らの關係がない、それでは手續でございしますが……

○政府委員(福島長官) 現在行なつておりませんが、行おうとしております土地の調査は道路上の調査を目的としておりますので、土地の取用法には何らの關係がない。道路の使用の許可をえ得れば、その道路上に車をとどめまして、あるいは測量機を置きましてその測量を行うことができるのであります。土地取用法は私有の土地に個人が私有地に調査のために立ち入るやうな場合にどうやって取用するかとを定めてありまして、公けの道路を使用するために定めてある法律でございまして、取用法とは關係がないといふうに申し上げたのであります。

○堀眞琴君 調査測量のために土地に立ち入ることは当然なことである、差しかかれないじゃないかといふお答えになります。確かに土地は私有地であるけれども、おっしゃる通りだと思つております。しかし砂川町の町民たちが、町長を初めとしてほとんど全部といつていいのです、これが反対していかういふことをお考えにならなければならぬと思ひます。土地の調査測量は、さらにひいては私有地の調査測量にも及ぶだろうといふことを懸念してゐるからみんなが反対してゐるわけなんです。そのことをあなたほどのようにお考えになつてゐるか、単にこれは國家の土地であり、あるいは都の土地であるからかまわんのだといふことだけであつて町民の反対を無視していいかといふことに私はなるかと思つております。その点御回答願ひたいと思つております。

○政府委員(福島長官) それは、まあ道路の調査であるから理屈はこらに十分ある。しかしなぜ町民が反対するのだといふことを考えたことはなにかといふお話でございまして、これは私も考へております。道路の調査でも、それが大體基礎になりまして、それからそれへと發展するのでありますから、これも反対したいといふ氣持はこれは当然でありまして、反対するのをおかしいと思つておりません。おかしいと思つておられます。道路の中へほうり込んでみたり何かすることは、反対するからといつてその行為が正しいとはわれわれは言へない。しかもわれわれがそういう町民の反対があるにもかかわらず、できる調査であるから、道路をなぜ調査するかのいふことになりまして、立川の飛行場の拡張の問題について町長初め町民の諸君と話がつてゐるのです。その際アメリカ側から言つて参りました簡単な案だけではこれはもうどういふ町民は納得するはずがなかつたと思つて、もうちょっと氣のきいた案を作りたい、もうちょっと案をもつてだんだんと話をしていくべきものだと考へております。道路の調査をすればどのような案が成立し得るかといふこともある程度わかつてゐるのです。そこでそのよきな材料も手に入れた上で、町長初め町民諸君と話もしてみたいといふことも考へておるわけでありまして、町民諸君がなぜ反対するかといふことはわからんではありませぬ。わからんではありませぬけれども、きりとして調達庁が道路に入れないといふことを承認するわけにも参らなないといふうな氣持でござい

ます。

○堀眞琴君 ただいまお話の中に道路の上にいる人を川に突き落とすといふようなことはけしからんじやないかといふお話がありました。これは土曜日の日の東京調達局の不動産部長の問題だと思ひます。私は土曜日の日に向うへ参りまして一応調査して参つたのであります。しかしおっしゃるやうに、不動産部長を川の中に突き落したといふのではないのです。数人の人たちが不動産部長に対して自動車からおりないやうにしてくれと言つたのをおりた、そこで自動車に押し返そうとしてもみ合つておるうちに川の中にはまつたんだと、こういうことが事實のようでありまして、新聞などで見ますと、不動産部長を突き落したやうに出ております。これは全く新聞の偽りの記述だと申し上げなければならぬのです。

それから町民の反対は、たとえば第一案によりまして、この第一案に予定されている地域にはお蔵が十三方折ある、それから民家が約百三十軒ある、その總坪数は五万何千坪になる。しかもこの第一案がもしも設定されるということになると、五日市街道がそこで断ち切られてしまふ、村が二つにさかされるやうな事態にもなるのじやないか、もちろんその五日市街道の北の方面はなお砂川町として残つておるものがあります。しかしいづれにしても五日市市街道が町の中心を通つておることで、五日市市街道が分断されるといふことによつて砂川町民の生活といふものが非常に影響を受ける、そのため反対しておるわけです。第二案といふのは道路のそばまではすかいにや

うという案であります。ここには民有地がありますけれども、民家はきわめて少い、それで第二案というものであります。しかし第二案の方にはたしか小学校が何か含まれることになるんじゃないかと……

○政府委員(福島備太郎君) すれすれに……

○堀眞琴君 第一案の場合には中学校が道路を隔ててあるわけです。そういうようなことで町民たちはとにかく反対しておる。しかも終戦後、今回は除いて四回にわたってそれぞれ地域が接収されて、その総面積が二百四十四町三反ですか、そこへまた五万坪ですかから十八町何反くらいになるだろうと思えますが、それが接収されると、これは生活権の問題になる、生きるための問題だというのが町民は反対している。調達庁の長官といえども日本人なんです。日本人の立場においてこの問題を考えられたことがあるかということをお尋ねしたいのです。向うとの日米合同委員会において決定したから何とかということをして考えるべきではないかと、日本人の立場としてこの問題を解決するという態度を私にとってもらいたい、そのことをお尋ねしておるのです。

○政府委員(福島備太郎君) これは、調達庁長官といえども日本人でございまして、その立場で仕事をいたしておる。従いましてアメリカ側の要求して参りました道路にまっすぐぶつかると、これ以外最も犠牲の少ない案を立てて、これによってアメリカ側を説得しよう、それすらもアメリカがいやだというふうなことになるならば、これは問題は御破算になってしまうおそれもあると

思っております。そこで第二案が御指摘がございましたように、小学校にかけりませぬのですが、方角として小学校の方へ向うとちよつとはずれませぬけれども、そういう弱点がある、しかしながら小学校をまた移動させるという方法もありましようし、民家には非常に関係が少なくなって参ります。必ずしも実行不可能な案だとは考えておられない、従いまして、アメリカ側を説得する有力なこれは材料になる、そのためにはアメリカ側を、まだこれはアメリカ側にこの譲得をしたことではないのですから、第二案というものが実施可能なんだというそういう方角ならば道路を断ち切らずともはまるのであるという理論上の根拠を得るために、道路の測量がどうしても必要とする。何もはまるかはまらないうかという測量は、くてもわかりそうなものだということはお話でございますし、この土地の面積についてはどうしてもわからない。公簿と実面積とは合わないのです。測量によって実態を見きわめません、何測くらいの誤差があるかということが土地によってわかりません、まず測量をいたしまして、まずもつて実行可能であるということを見きわめ、それによってアメリカ側を説得する必要があるので。現在のところは、砂川の町民の反対というものは何が何でも反対なんです。どういふ案を考えてもどういふふうに考えても反対なんだというふうなことでありますから、話が頭から合わないのではありません。そういうああしたらどう、こうしたらどうという話まで話が入らない。そういう話をするようになって参りますれば、私どもの考えと

いうもので関係の町民諸君も説得し、またアメリカ側も説得できるつもりであります。またそういうふうにああでもないこうでもないという話し合いをいたしました結果、どうしてもできないという事になれば、これはおじやんになる話なんです。頭からやめろと言われましても、こつちもどうも引つ込みがつかない。道路の調査はできない、道路が調達庁の通行禁止になっているといふ話は聞いたことがないのだ、しつかりやつてこいというかけ声をおかけざるを得ないというふうなことでございまして、現地とにらみ合せて、また何とかやつてみたい、こう考え

ておる次第でございます。

○委員外議員(吉田法晴君) 先ほどは

うり込んだというお話でありました。堀さんからもお話がありました。私どもが聞いておるところでは、初めの日ですか二日の日であります。わかりませんが、不動産部長がけがをしたという話もあります。あたかも町民がけがをさせたかのごとく宣伝をしておられますけれども、これは振り向いた拍子に自分で内輪の者の持つてい

るものに顔を当てたということを聞いております。それから今ほり込んだという話であります。自動車で帰んなさいと言つてもみ合っている間に、これは不動産部長だけではないに、三人みその中にすり落ちたというふうな話を聞いておられますが、これらの点に

込んだという話がありましたが、このまま過ぎますとほり込んだという話になりまますから、その点を確かめておきたい。それからもう一つ、仮

処分の申請もやつておるといふ話であります。仮処分の決定があるまで待つという事なのかどうか、それを一つお尋ねします。それからもう一つ、先ほど第一案によるのか第二案によるのかわからぬ、だから道路上の測量をやろうとしておるのだ、道路を通行する

という法律はない。なるほどこれは道路その他についてもはっきりしてあります。ところが問題は土地取用に關連して調査をすることがどうか、こういうことでございまして、第三点は、土地取用法の第二十一条による調査ではないのかどうか。第十一条のただし書きによりまして、「起業者が困であるときは、当該事業の施行に於いて権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長は、事業の種類並びに立ち入るうとする土地の区域及び期間を都道府県知事にあらかじめ通知することを要し、許可を受けることを要しない」と書いてある。先どのお話では、一案にするのか、二案にするのか、一

案にするのか、二案にするのか、一

案にするのか、二案にするのか、一

案にするのか、二案にするのか、一

案にするのか、二案にするのか、一

するかわからぬという、こういう土地取用手続と関係がないということになれば、これはまた話は別であります。その辺をとくと承わりたい。

○政府委員(福島備太郎君) 先ほどの

川へ飛び込んだか、ほり込んだか、まあまあほり込まれたと言つておる。近頃のほうり込まれたと言つておる。それからまた前日のけがしました人も、トランジットを突き飛ばされて顔のまん中にぶつかつてけがをしておる。別に本人からトランジットに好んでぶつかつたわけはなからうと思つておる。まあ、合いました結果の事故である。従つて、道路から出る出ないで川に落ち、けがをしたのだらうと思つておる。

また仮処分のお話がありましたが、これは仮処分の申請を地元でせられておるといふ話であります。しかしそれは私有地に対する立ち入り禁止するであつて、それは問題となつておるの

は、いずれにしても犠牲の少ない案の方が上等であるということに間違いないので、よく調べまして、家の立ちのきの数でも少い方の案、あるいは道路なども断ち切らないような案、そういうものでアメリカ側と交渉も推さなければいけないと考えておりまして、第一案の方が家の立ちのきの数が多く、道路も断ち切るものであれば、当然第二案の方が上等であるということ、各方面の説得もしなければならぬ問題でありまして、でき心で第一にするか第二にするかというようなことではない、よい方の案をがんばるといふ建前を譲りたくないと考えております。

取用法との関係で、道路の調査というものは取用手続の一部ではないか、それと関係なく道路だけやっておるといふことはおかしくはないかというお話でありましたけれども、私もよく法律の關係は知りませんが、土地取用法というものは個人の土地を取り上げるために取り上げるという語弊がありますが、使用するためにできておる法律だと思ひます。道路を取り上げるための關係は取用法というものにはないのだと思ひます。従ひまして、道路を使うのなんのという問題のときには、土地取用法とは關係ない手續であるべきはずでありましようと思ひますので、道路の調査にとどまっております限りにおいては、土地取用法とは關係がないというふうに申し上げたわけであります。

の他仮処分申請がどういふことになるか、裁判所が判断してくれるだろうかと、それはわかるのです。仮処分の決定がおりるまで待たれるおつもりなのか、それとも仮処分がどうなるか、それを予定通り取用手続の立ち入り調査、その後のあれを進めて行くつもりなのか、この仮処分とそれから調達庁がどうされようとしておるか、そこをどうすべきか伺ひたい、それが私の質問の趣旨です。

それからも一つはあとの点であります。取用手続と關係なしに土地の測量をせられるというのであるか、それから取用手続の準備段階としての府県知事に通知されたその案の測量として道路をやるか、どうも説明の模様は、前の取用手続と關係なしに案そのものをどういふ場合にしようか、ということの説明に聞えるのですが、そこをどう説明に聞えるのか、ということをはつきり伺ひたい。

○政府委員(福島眞太郎君) 仮処分の点は、これも失礼いたしました。仮処分の点は、これは私有地に対する国の立ち入り権があるかないか、なければ仮処分が成立するということであろうと思ひますので、これは裁判所の手續が進行いたしております間は、われわれとしても私有地に立ち入る問題はないかと考へないといけません。ただ道路につきましても、そういうことになる心配は全然ないわけであります。これは仮処分をやっておろす方がおるまいが、これはあくまで道路は進行すべきものであると考へております。また道路の測量が進みますと、大体われわれの方の希望する見当もつくわけであります。道路の方はぜひともやりたい。なお道路の手續は都知事の公示その他の一連の準備をしたものと無關係ではなからうという御説であると思ひますけれども、(吉田法晴君) どうもいいはつきりしてまいりたいと述べ都知事の手続と申しますものは、取用法に基く公示をしてもいいとして、他人の私有地に入れるようにしてくれということを都知事に頼んでその手續をしてもらつたのであります。道路のことは都知事に初めから頼んでもないのではありません。道路は頼まなくても入れるといふ精神であります。従ひまして取用手続と關係がございませぬ。しかしながらその飛行場拡張という目的には両方やる必要があるもので、飛行場拡張という目的にはつながつております。

○委員外議員(吉田法晴君) 今のところ、抽象的に飛行場の拡張と關係があるかないか。それは抽象的に關係があるというならそれでいいのです。私は土地取用手続の方の事業の準備として十一條に基いて都道府県知事に、この場合は都知事でありますが、都知事に通知をした、それと關係なしに道路だけの測量をやるか、こういう意思と性質とを聞いておるわけであります。

○委員外議員(吉田法晴君) ちよつと呑み込みが悪いかもしれませぬけれども、土地取用手続で知事に頼みまして開始いたしました公示手續その他一連の手續と申しますものは、取用のための手續というのでは突はない。將來に取用は考へないでも、話し合ひによつて地面は通れるかも知れないので、すから、こういう案を成立させるかといふ調査がしたいと、調査のための立ち入りを要求する手續なんです。で、飛行場の拡張といった問題があらうので、そのためにどういふ案を立てるかというので、調査をまずしなければならぬ。そうすると拡張予定地には道路の地面と私有地の地面と両方ありますので、道路の地面の方は警察の許可を得て調査をする、私有地の方は知事に頼んで手續をして立ち入りしてもらうようにする、こういうつまり道路の方は取用手続をかけられないのですから、初めから従つてもうこれは警察による手續をするしかない。私有地の方は本人がうんと言つてくれなければ、取用法に基く手續が定めてありますから、調査の手續をしておる。で、両方調査いたしました、飛行場の拡張のための調査が可能になるという、その意味におきましては關係があらうけれども、取用法という面におきましては、道路というものは全然關係がないということになるわけだと思ひます。

○委員外議員(吉田法晴君) まだはつきりしませんが、道路が使える云々という話は、ここでする必要がないのです。実はあなたはそればかり言われるのだけれども、問題は土地取用の事前段階の事業の準備であるかどうか、その準備としての立ち入りであるかどうか、これを問題にしている。だから道路が取用と關係なしに測量するということならこれは問題がない。あるいは通行するということなら別に問題はない。しかし私有地を含んで第一案なら第一案の取用するために、その事前の段階としての立ち入り調査、こういうことだから問題に町民もしている。だから取用

とは關係がないのだといふおつもりならば、取用とは關係がないのだ、こういうことをはつきり言つていただければいい。そこで十一條の先ほどあげましたような、都知事に通知をした内容と關係がないということをおつしやればそれでいいのです。その關係があるのかないのか。

○政府委員(福島眞太郎君) 道路の調査は飛行場の拡張のためにやるのでありまして、りつぱに關係があるのです。飛行場の拡張とはです。取用法の十一條その他、これは全然關係がないのです。關係をつけようとしてできないのです。道路にはその取用法の立ち入りの手續が要らないのですから、ないのですから。問題は、そういう道路にもなおかつ入れないといふところに問題があるわけなんです。入れさせれば別に問題はないのです。道路を追い出されてしまつて、調査もどうにもならないといふのが現状なのであります。どこに内線をつきようかと、今考へているところであります。

○堀眞琴君 今の問題ですが、おつしやる通りなんです。道路の問題はあなたのおつしやる通りなんです。しかし実際には飛行場拡張のためには私有地の取用を目的とする事前段階の措置として道路の測量や調査をやるか、こういうわけなんです。従つてそのことを私たちは問題にしているわけなんです。あなたは道路の取用は土地取用には關係ないといふ言つて論弁を弄しておられる。これはあなたの論弁です。僕らは道路の調査がひいては私有地の調査、あるいは取用等に關係する、その点を問題にしているわけなんです。あなたはただ道路だけを問題に

されておりますが、われわれはそうではなく、道路の調査が同時に飛行場拡張のための民有地の取用の事前段階である、だからこそ町民達がみな反対している、こういうことなんです。その点……。

○政府委員(福嶋慎太郎君) これはまあ道路の調査が飛行場の拡張の第一歩であるということは私も申し上げている通りなのです。従って町民の方々がこれに心配される、反対されるということとはわかりません。道路で測量が済めばある程度の大体の目的は正直なところ達するのですから、わかりますけれども、そういう心配があるからといって、道路を全然ふさぎとめてしまつて、調達庁は入れないと言ふことが出来るか、入れないということには私ども疑問を持ち、またそれはけしからぬと言えらると思つておるわけであり

○堀眞琴君 これは調達庁のお役人さん達の態度が必要以上に町民の神経を刺激してゐると思つます。先ほど負傷者が出てゐるのだ、こういうことを言われた。しかしこれは町民に対して負傷を与えるという意味ではない、こちら側の調達庁の役人が負傷をしてもやれと、こういう意味だと、こういう御答弁なんです、ところが實際問題として町民達が受けてゐる感じではそういうじゃない。あべこべなんです。従つて必要以上に町民を刺激してゐる、あなたができるだけ話し合ひで解決をしたいと、こう言うのだが、そういう刺激を与えてゐるばかりでなくて、態度は非常に傲慢な態度ではないかと思ふ。これは二度参りました。町民達から一々聞いて参つております。

町民達はいずれも非常に憤慨してこれ話をしているのです。もう少し話し合ひをされるなら話し合ひをされるような態度をとるべきじゃないか。不動産部長が川にはまったときの問題にいたしまして、不動産部長の態度というものには実は私に町民の意思を無視した態度だと思ふ。傲慢な態度だと思ふ。その点はどうなんですか。

○政府委員(福嶋慎太郎君) それはまあ人が人云々ということもございまして、私に書いて発表したわけでも何でもありません。新聞の人との話でああいうふうになつた。もちろん先方の人が人など頭から考へてゐるわけでも通れない。道路のことだから、当然に通れないといふことはないので、多少の障害があつてもしつかりやつてこいといふ意味で私は申しわけありません。それから現実今日出ているわけでもありません。町民の方のけが人というものはよくすつぽないのじゃないかと思つます。けが人という限りは調達庁、こういうような事態に今日はなかつてゐるわけであり

また出かけて行く人間の態度が傲慢であるというおしかりでございましてけれども、それは私もついでに行つておるわけではございませぬので、わからないうと言へばわからないのでありますけれども、その傲慢な態度をとつてゐると思へない。まあいよいよしよるがなければなるべく早く逃げて帰つて来いといふ言つておられます。半分逃げ腰でやつてゐる始末でありますから、そう偉そうな、傲慢で乗り込んで行つてゐるはずはない。第一わずかな人数

で大ぜいの中へ行つておるのでありますから、そうだったらすぐ逃げて来ようと思つて行つておるに違ひない。傲慢だといふことは、事実そういうことではないはずだと思つておられます。○堀眞琴君 今の問題ですがね、けがをしたのは調達庁の役人ばかりだといふお話ですが、これも事実と相違してゐる。不動産部長が川にはまった時は一緒に町の人もはまっておるし、それから靴でけられた人がいる。これはちよつと私今名刺を忘れてきました、が、社会党の町会議員の人です。足のすねを靴でけられておる。決して調達庁の役人だけがけがをしたのではなくて、町民の方にも同じような程度の被害を受けておる。これはあなた自分でおいでになつたのじゃないから、傲慢な態度ではないだらうと思つておられる。私度では決して話し合ひで問題を解決する、町民の納得づくの上で問題を何とかうまくやつて行こうという態度ではないのじゃないかという工合に考へるのであります。この点はどうもかたくして、民有地についてはあくまでも説得の態度で進められる、こういうお話を先にちよつとおっしゃつた。それならば、もし町民の納得が得られないという場合には、調達庁としてはどういふ態度でもつて臨まれるのか、そのことをお尋ねしたい。

○政府委員(福嶋慎太郎君) 民有地につきましてはあくまでも説得の態度を失わないように努めたい、さらに一段の説得に努力をしたい。今までのところ説得にもへちまにも、人に会つておられないわけでありまして十分とはい行きかねますけれども、だんだん調達

庁へも町長さんなども押しかけて来るようになりまして、だいたいよくなつてきたと思つておられます。だんだんに話ができるだらうと思つます。話し合ひをしてみたい。さらに努力をしてみたい。しかし別にこちららもむやみに急いでおるわけはありません。十分話し合ひを続ける時間の余裕を持つておるつもりであります。気長にやつてみたいと思つておられますが、建前といはしましては、最後まで話がつかないればどうするかということになりまして、これは民有地に関しましては取用法その他の手続もございまして、その手続をとりたくはありますけれども、とらざるを得ない時期もございません。これはどういふかと思つておられます。

○委員外議員(吉田法晴君) そうするといふわけでは、取用手続に入つておるわけではない、こういうお話です。十一條なら十一條に従つて事業の準備に着手しておるわけでもない、こういうお話です。そうすると十一條以下の論争はとにかくしなくていいわけでは、一案によるか、二案によるか、土地の取用の手続をするかどうか、土まので行つておるわけでもない、説得も何もまだしておらぬ、こういうお話です。もうすると、今の測量なり調査といふのは、十一條に基く事業の準備ではない、こういうお話ですね。

○政府委員(福嶋慎太郎君) 取用の手続をやつておるわけではないのです。取用の手続をいたしたときには、どこをとるかといふことをきめて、どこまでしまわなければ取用の手続がとれない。今のようにな案にするか二案

にするか、もつと上等の手段がないかといふのでうろろしておる場合には、場所がきまらないわけですから、取用の手続がとれるわけがない。今やつておられますのは取用の手続ではございませぬので、取用法に書いてあることは書いてございませぬ、十一條にある準備のための調査の手続を進めるため、民有地については十一條以下の手続によつてやりたいと思つておられますが、これはまだ開始しておられない。取用法によらずにできる道路上の調査は、今やりたいと思つておられます。○委員外議員(吉田法晴君) そうすると、道路は私有地に関係がない。これは図面をこへ持つてきて御説明するまでもございませぬが、第一案による民有地は調査できないから、道路の端の方で民有地のことからこまでという区域をはかるための道路の測量しようといふのではないか、こういうのが町民の心配です。ところが第一案も第二案もきまつておらぬ。どこをとるか、取用とは関係なしに測量するのだ。言いかえれば十一條なら十一條の調査ではないのだ、この道路の調査も、こういう御説明ですね。

○政府委員(福嶋慎太郎君) 道路の調査は取用法に基いてやつた手続の調査ではございませぬから、道路の調査は十一條の調査ではございませぬ。十一條といふのは私有地を調査するときにどうするかといふことで書かれた条文でございませぬ。道路に十一條を適用する必要はない、道路に十一條を適用

○政府委員(福嶋慎太郎君) 道路の調査は取用法に基いてやつた手続の調査ではございませぬから、道路の調査は十一條の調査ではございませぬ。十一條といふのは私有地を調査するときにどうするかといふことで書かれた条文でございませぬ。道路に十一條を適用

○政府委員(福嶋慎太郎君) 道路の調査は取用法に基いてやつた手続の調査ではございませぬから、道路の調査は十一條の調査ではございませぬ。十一條といふのは私有地を調査するときにどうするかといふことで書かれた条文でございませぬ。道路に十一條を適用

許可を得てやつておられることは、警察庁の調査でもした上でならば、もっと完全にするかどうかということには、警察庁の調査でもした上でならば、もっと完全にするかどうかということには、警察庁の調査でもした上でならば、もっと完全にするかどうか...

○委員外議員(吉田法晴君)

私有地に関する調査は、私有地の特にお話ですが、これは私有地を調査をする一つの方法として、道路と私有地とは接触してありますから、私有地に入っている場合は道路を測量するわけではない、こう考えておられるか、都道府県知事に通知をしたこととは関係はない云々、こういう御説明ですが、それは道路の調査をしなくても心配して反対をする者に関係なしに地図でござらんになって、御研究になったらよろうと思うが、どうですか。

○政府委員(福島橋太郎君)

それは私もそう考えますが、こうごたごたして調査しなくても地図ではめてみたらいいじゃないかと、こう考えますけれども、しかし地図では全然当てにならない、実際にそれだけの長さがあるか面積があるかというような、これは調査するかどうかということには、警察庁の調査でもした上でならば、もっと完全にするかどうか...

積があるかというような、これは調査するかどうかということには、警察庁の調査でもした上でならば、もっと完全にするかどうか...

庁の仕事も私はそうやたらに古いわけではありませんが、今日まで仕事をいたしました経験によりまして、ひどい所になりますと、三割くらいの俗に申しますすなわ延びついているのが出て参ります。裏面積といわゆる公称とが合わないことが三割にも及ぶことがある。従いまして測量してみないことには、たとえば第二案というふうなものも、可能であるかいかというのを言い切る自信が出てこない。出てこないで、アメリカに対して、お前さんの方の第一案を捨ててこれでやれというように説得ができるわけがない。第一案が、これが一番いいと私は申しませんが、そういうふうな案になつてくれば、地元の人に犠牲の少ない案になる。やめた方が一番いいにきまつておる、やめろとおっしゃるのですから、しかしその前に地元がまんでくる程度の案が成り立たんかということ苦勞しておる。苦勞してもがまんでくる程度の案が成り立つ可能性があれば、それを調査した上で、それを種にしてアメリカ側を説得してみたいと、こう考えておる。この調査をやつてはいかぬということになる、道路から追いつかぬということになる、道路から追いつかぬということになりまして、これを道路の調査によつてそういう点もつかめることとはわかつておられます。それを道路に入つてはいかぬということ、最近だといふもみましたけれども、天下の公道が通れないというふうなことがさういふつまでも続くはずがないので、だんだんにわれわれの主張もわかつてもらえぬはずだから、一つ気長にやろうということをお願いしておるわけであり

決定はしておらぬ、こういうお話ですが、ところが道路は第一案の場合しかかるわけです。ところが第二案の場合には道路にはかからないような案に大体私は承知している。私はここに地図を持つてきている。これは五日市街道に第二案はかかるが、小学校すれすれの所が境になつておる。もし第二案になつた場合には、道路の問題は何ら関係なくなるのじゃないか。第一案になるか、第二案になるか、犠牲の少ない案で進みたいとお話ですと、おそれなく調査の立場としては第二案の方に傾く可能性はあるのじゃないか、道路の調査というものは全然必要のないのじゃないか、むしろ調査はおやめにならないか、こう思いますが、どうですか。

○政府委員(福島橋太郎君)

第二案の場合には道路にかからない、第二案というものは道路にかからない案であることは事実であります。しかしそのために地図だけでは当てにならない、どのくらいの角度に道路が向いておるかというのを調べなければ第二案の可能性があるかどうかわからぬ。先ほどから申し上げておるのですが、道路の方向によつて滑走路の長さはまるかまらぬ、第二案を可能にするために何度の方向に向いておるかというのを調べるのが絶対に必要になる。

○加瀬亮君 素朴な質問であります。基本的な問題を含んでおると思ひますので伺いたいのですが、今第一案と第二案ということ、もうすでに第一案か第二案かを決定しなければなら

ないというお立場で長官も御説明なさつておるようですが、その前に、私は地元の前で話さなければならぬ、あるいは調査関係のいろいろな御説明を聞いて、町長とか町民が絶対反対しておるものについてはやらないといつたような御説明を承わつておるのではありませんか、ただいまの席でも長官も話し合いをつけたといつておるようですが、その話し合いということ

は、第一案か第二案かあるいは他から出てくる第三案か知らぬけれども、飛行場の拡張をするのだという決定線を持って話して話し合いをするということであつては、話し合いの結論というものは山が見えておるわけですから、そういう話し合いというものでは地元といふものは承認できないと思う。地元民に会うときには、お前たちの要望は十分聞くのだ、お前たちの要望を十分聞かれるような話し合いの線がないわけじゃないかという印象を与えておきながら、結局調査通過して政府のやつておることは、既定の事実として飛行場拡張を進めておる。これでは政府に対して地元民が、砂川町なら砂川町の町民が不信の念を持つことは当然だと思ひます。そういう不信の念を持たせておいて、道路は天下の公道だ、測量するのにどこから文句を言うはずはないのだ、こういうことを言つておる。その前後の関係から考えますと、町民は、道路を測量すると言つても、取用するために測量するのじゃないかと思うことは、先ほど委員から御指摘の通り明瞭であります。これは道路の測量ではないということがはっきりしております場合に、道路の測量だからといって許すという感情になり得ないとい

うことも、調査庁としては御想像ができると思う。町民の感情をこういふふうにさせた一つの原因が政府側にある、どういふふうにはお考えにならないですか。

○政府委員(福島橋太郎君)

道路の測量だけは許さか許さないか、町民の方の感じということでございますが、道路の立ち入りその他は、私も町民に許してもらふ必要はないのであつて、頭から通れると、町民が許すとか許さないとかいふ筋合いのものじゃないと考へておられます。それから第一案、第二案といふふうには別にきまつてい

るわけじゃありませんが、アメリカ側から希望して参りましたものを、たまたま第一案と言つておられるわけでありま

は、第一案か第二案かあるいは他から出てくる第三案か知らぬけれども、飛行場の拡張をするのだという決定線を持って話して話し合いをするということであつては、話し合いの結論というものは山が見えておるわけですから、そういう話し合いというものでは地元といふものは承認できないと思う。地元民に会うときには、お前たちの要望は十分聞くのだ、お前たちの要望を十分聞かれるような話し合いの線がないわけじゃないかという印象を与えておきながら、結局調査通過して政府のやつておることは、既定の事実として飛行場拡張を進めておる。これでは政府に対して地元民が、砂川町なら砂川町の町民が不信の念を持つことは当然だと思ひます。そういう不信の念を持たせておいて、道路は天下の公道だ、測量するのにどこから文句を言うはずはないのだ、こういうことを言つておる。その前後の関係から考えますと、町民は、道路を測量すると言つても、取用するために測量するのじゃないかと思うことは、先ほど委員から御指摘の通り明瞭であります。これは道路の測量ではないということがはっきりしております場合に、道路の測量だからといって許すという感情になり得ないとい

うことも、調査庁としては御想像ができると思う。町民の感情をこういふふうにさせた一つの原因が政府側にある、どういふふうにはお考えにならないですか。

は、第一案か第二案かあるいは他から出てくる第三案か知らぬけれども、飛行場の拡張をするのだという決定線を持って話して話し合いをするということであつては、話し合いの結論というものは山が見えておるわけですから、そういう話し合いというものでは地元といふものは承認できないと思う。地元民に会うときには、お前たちの要望は十分聞くのだ、お前たちの要望を十分聞かれるような話し合いの線がないわけじゃないかという印象を与えておきながら、結局調査通過して政府のやつておることは、既定の事実として飛行場拡張を進めておる。これでは政府に対して地元民が、砂川町なら砂川町の町民が不信の念を持つことは当然だと思ひます。そういう不信の念を持たせておいて、道路は天下の公道だ、測量するのにどこから文句を言うはずはないのだ、こういうことを言つておる。その前後の関係から考えますと、町民は、道路を測量すると言つても、取用するために測量するのじゃないかと思うことは、先ほど委員から御指摘の通り明瞭であります。これは道路の測量ではないということがはっきりしております場合に、道路の測量だからといって許すという感情になり得ないとい

○政府委員(福島橋太郎君)

道路の測量だけは許さか許さないか、町民の方の感じということでございますが、道路の立ち入りその他は、私も町民に許してもらふ必要はないのであつて、頭から通れると、町民が許すとか許さないとかいふ筋合いのものじゃないと考へておられます。それから第一案、第二案といふふうには別にきまつてい

るわけじゃありませんが、アメリカ側から希望して参りましたものを、たまたま第一案と言つておられるわけでありま

は、第一案か第二案かあるいは他から出てくる第三案か知らぬけれども、飛行場の拡張をするのだという決定線を持って話して話し合いをするということであつては、話し合いの結論というものは山が見えておるわけですから、そういう話し合いというものでは地元といふものは承認できないと思う。地元民に会うときには、お前たちの要望は十分聞くのだ、お前たちの要望を十分聞かれるような話し合いの線がないわけじゃないかという印象を与えておきながら、結局調査通過して政府のやつておることは、既定の事実として飛行場拡張を進めておる。これでは政府に対して地元民が、砂川町なら砂川町の町民が不信の念を持つことは当然だと思ひます。そういう不信の念を持たせておいて、道路は天下の公道だ、測量するのにどこから文句を言うはずはないのだ、こういうことを言つておる。その前後の関係から考えますと、町民は、道路を測量すると言つても、取用するために測量するのじゃないかと思うことは、先ほど委員から御指摘の通り明瞭であります。これは道路の測量ではないということがはっきりしております場合に、道路の測量だからといって許すという感情になり得ないとい

うことも、調査庁としては御想像ができると思う。町民の感情をこういふふうにさせた一つの原因が政府側にある、どういふふうにはお考えにならないですか。

は、第一案か第二案かあるいは他から出てくる第三案か知らぬけれども、飛行場の拡張をするのだという決定線を持って話して話し合いをするということであつては、話し合いの結論というものは山が見えておるわけですから、そういう話し合いというものでは地元といふものは承認できないと思う。地元民に会うときには、お前たちの要望は十分聞くのだ、お前たちの要望を十分聞かれるような話し合いの線がないわけじゃないかという印象を与えておきながら、結局調査通過して政府のやつておることは、既定の事実として飛行場拡張を進めておる。これでは政府に対して地元民が、砂川町なら砂川町の町民が不信の念を持つことは当然だと思ひます。そういう不信の念を持たせておいて、道路は天下の公道だ、測量するのにどこから文句を言うはずはないのだ、こういうことを言つておる。その前後の関係から考えますと、町民は、道路を測量すると言つても、取用するために測量するのじゃないかと思うことは、先ほど委員から御指摘の通り明瞭であります。これは道路の測量ではないということがはっきりしております場合に、道路の測量だからといって許すという感情になり得ないとい

○政府委員(福島橋太郎君)

道路の測量だけは許さか許さないか、町民の方の感じということでございますが、道路の立ち入りその他は、私も町民に許してもらふ必要はないのであつて、頭から通れると、町民が許すとか許さないとかいふ筋合いのものじゃないと考へておられます。それから第一案、第二案といふふうには別にきまつてい

るわけじゃありませんが、アメリカ側から希望して参りましたものを、たまたま第一案と言つておられるわけでありま

やられる場合が大部分であります、この反対というお話に対して、こちら側が押し返す場合もありますし、また押されてしまう場合もある。しかし私はこのように観念しておる——多少違つておるかもしれませんが——日本においては飛行場は最小限度は要るのだ、最小限度は飛行機も飛べるようにしなければならぬ、最小限度は防衛も要るのじゃないかという意味でわれわれ仕事をしておる。それに対して飛行場は要らない、飛行機は飛べなくてもいい、防衛は要らない、そういう立場で反対がもしあれば、これはもう立場が違ふのでして、これにあいさつをしておるわけに参らない、がんばるという態度になる。それ以後の第二段階の反対というのは、これまた非常にあるのですが、飛行場の拡張によつてうちの立ちのきをどうしてくれるのだ、農地のかえ地はどうなるのだ、そういうことになれば、そういう問題の処置についてはわれわれはこういう答を出せるのだ、こういうわれわれの答を書かなければならぬと考へておられます。この答が御本人に簡単に納得してもらへる答になりますよな——それはできるかどうかわかりませんが——そういう答を書きたいと思つておりますが、これは少くとも客観的に妥当なものであるということを確認が得られないようなことであらば、飛行場の拡張は私ではできないと考へております。従いましてそういう趣旨の反対に對しましては、われわれの方でその反対を解決するだけの条件を出さなければいけない、頭から防衛は要らないという趣旨の反対に對しては、これはもう立場が違ふということ

でがんばろうというふうな割り切り方をいたしておりますので、別に立川の問題がそのうちの前者であるというふうな考へておるわけではありませぬけれども、まだ町長なり町民との間に十分な話し合いもできずに、こちらが追いつき追い回して逃げられておるという状態でありませぬ。どういふふうな説得して参るか、まだ見当もつかないわけでありませぬ。今のところ立川の皆さんの御反対というものはどういふ趣旨の反対であるかということ、別にこの説得をあきらめてしまふというふうな態度をとつておるわけにありません。

○加瀬完君 ただいまの御答弁は政府委員としてはなほ不遜な答弁だと思ひます。道路に立ち入りをするのは当然なことなんだ、文句のつけようがない、文句のつけようがないことを承知しておられるが住民が文句をつけるという際には、何かそこに話し合いの結論が出ておらないが、話し合いの過程において食い違ひがあるのか、いづれにしても政府に對する信頼の度が薄いと云ふことに基因しておる。一体当然問題の起らない所に問題の起らない行動をして問題を起しておるといふことに何か政府側としては責任を感じなければならぬと思ふけれども、一体どうか。こういう点を私は聞いておる。しかも、立場が違ふと、たとえば最小限度の防衛の必要もない、こういう立場で立川の場合があるかないかは知らぬけれども、そういう立場のものに對してはわれわれは一顧を必要もないうちのお立場のようでありませぬ、問題はそういうことじゃない。国民の生活権というものは当然守らなければ

ならないし、政府が誰よりも最大の国民の生活権を守らなければならぬ立場にある。その政府が住民の生活権を脅かしておる、少くも脅かされるのじゃないかという危惧の念を抱かせるような行動をとつておると見られておる。説得をして、あるいは国民の生活権を侵されておるといふ町民の要望というものを十分に聞き入れて納得させないで、この問題を解決させないで、道路を調査するのが何だ、取用法とは別にこれは関係ないじゃないかと。形式的にはそれでいいのだけれども、実質的な問題の解決には一歩も近づいておらない。そういう態度でいいのかわからない。私は率直に聞きたい。そういう態度を持して砂川の町民に接して、この問題の解決がつかうかどうか、こういうことなんだ。

○委員外議員(吉田法晴君) 答弁をされる前に、前半の今の福島長官の答弁の中に、日本の防衛上あるいは飛行機を飛ばせる必要がある、あるいは飛行場を拡張する必要がある、こういう御答弁でございます。そういうことで特別調達は仕事をしておられるのかどうか、はっきり承わりたいと思ひます。衆議院で日本の国防上の軍事基地の拡張は必要である、こういう御答弁をされて、いつ福島さんは総理大臣になられたかという質問もございました。答弁が正鵠を射てなければ取り消しますというお言葉がございましたが、一向取り消しておられぬ。これは国の政府を代表した日本の防衛上から立川の基地を拡大する、あるいはその他の基地を拡大すると、こういう御趣旨の御答弁でございます。その点

もしかと承わりたい。○政府委員(福島貞太郎君) にもかくにも飛行場の拡張でございます。飛行機が飛ばなければならないから飛行場の拡張をしるということに私どもも指図があつたのだと考へております。飛行機が飛ばなければ飛行場を拡張する必要はない。従いまして、飛行機が飛ばなければならないという趣旨を建前にして、それも普通の飛行機ではございませぬ、軍用の飛行機でございまして、若干の防衛のための最小限度の必要があるのだということも考へます。その建前において仕事をしておる飛行場の拡張という問題、私どもがやつておるには間違ひございませぬけれども、私も独自の判断で始めおるのではない、そういう御用命を仰せつかつてやつておるのであります。従いまして、飛行機が飛ばなければならないということになつて参りますれば、何を苦して飛行場を拡張する必要があるかということになります。飛行機が飛ばなければならない、それがまた限度のことは私の知つたことではございませぬけれども、最小限度の防衛のためであるというところは当然の前提条件であると私は考へております。なお先ほど加瀬さんの方から御質問のございました砂川町との問題にどうだ、こうだという問題につきましても、われわれの方もそれ相當の対策は用意しているつもりである。またその対策をさらに力強いものにするために、まっすぐに突き當つて道を通り抜けるような拡張案以外の案というものも持つてみたいと考へているわけ

であります。しかし再三申し上げておりますように、ただいままでの状況では、そういう点に立ち入つて町長なり、あるいは砂川町の住民諸君との間に、十分に時間を費しての話をまだいたしてない、することができないという状況にあります。道路上の調査の問題その他進捗いたして行くにつれまして、そういう話し合いの機会も自然出てくるだろうと考へているわけでありませぬ。

○堀真琴君 大へんどうも長官のお答へは、ぬらりくらりとして要点をはずしていらぬです。一体その町民たちが反対することはどういふ点にあるかというところをもう一度考へていただきたい。で、終戦後、これまで四回にわたつて土地を接収されているのです。二十一年の三月、四月、二十二年、それから二十八年という工合に接収されて、また今度接収される。ところが、基本的な問題は私にはここで議論いたしません。防衛が必要か必要でないかというふうなことは、あなたの今の答弁で考へ方が違ふのだということではございませぬ。ただ換地をどうするか、あるいは民有地をどうするかという問題ならば、回答をできるだけ話し合いの上でやつて行きたいのだと、こういうお話なんです。ところが二十一年の三月あるいは四月の接収についても、ほとんどこれが町民の納得の行くような解決が行われていないのです。たとえば借り上げの価格等の問題についても町民は非常に不満を持つてゐる。何十町歩という土地が接収されてい

接収される。しかもその今度の土地の接収によつて、お墓がなくなり、あるいはまた先祖伝来の土地もなくなる。こういう問題が出てきている。第一案の場合には犠牲が非常に多い、第二案の場合には犠牲が少い、こういうお話を聞かれないと、第二案の方が犠牲は少いかもしれない。しかし町民の考え方も、町民の要求する全部とは言わなくても、町民の納得するような解決が少しもなされてない。よしんば第二案によつて接収されたとしても、今までの例からみて、十分とはいかなくてもある程度納得の出来るような解決がでないじゃないか。結局これによつてますます砂川町民の生活は脅かされて行く。生きることにできなくなるのじゃないかというのが町民たちの主要な反対の理由なんです。そのことをあなたはお考えになった場合に、従来の接収に当つて特調のつて来たいろいろな態度、それらについてどのようにお考えになりますか。

○政府委員(福島橋本郎君) 二十一年、二十二年当時のことは私もよく知らないのですが、そのころの接収なり拡張なりに関連して、住民の問題の解決が十分にされてないという点は、それは御指摘の通りではないかと思ひます。しかしながら、今回の拡張につきましては、そういった補償の条件その他、あるいは代替地その他の問題につきましては、相当広範に準備もいたしているつもりでありますので、いかような最終案になるにいたしましても、これらの影響を受ける土地の問題、家の問題、その他の問題について、われわれが十分なる対策を出さなければ、ひいては拡張ということ自体も不可能なんであるというところは、先ほども申し上げたつもりでございますが、さように考へておられる。頭から飛行場は要らないと言われても、われわれの方は困りますけれども、具体的に被害を受ける住民の問題を解決できないということになれば問題の強行はなかなかむずかしいという考へは持つていくわけでありまして、そういう問題の解決の仕方についての相談を開始できるかという、では飛行場の拡張はできるか、できないかという結論に達したときからやるといふ態度はとりたくないと思ひます。

○委員外議員(吉田法晴君) 時間もおそくなりまして、私はこれで最後にしたと思うのでありますが、あと法律の問題について本会議で質問いたしましたから、法務委員長から質問をすることを御許しただきたいと思ひます。

今の福島長官の答弁で多少の了承する点もございますが、先ほど来取用のための自余の準備をしておらぬのだ、こういうことであるならば、道路がどうち向いてるかわからぬと、こういうお話であります。あの道路が東から西に向いておられることはつきりしております。それからどの程度の幅を持つておられるかということも、これはもう建設省か、都庁でもわかつております。そういう純然たる道路の測量であるならばおやめになるべきだと思ひます。おやめになる意思があるかどうかという

うことを承わりますが、その反面には、実際に測量してみなければ、あのなわ延びがあつて、最高三割もあるというところは常識だ、こういうお話でございますが、それならば道路測量の問題じゃなくて、やはり取地の問題じゃないか。取地の測量をしようというのじゃないか。取用のための準備をするのじゃないか、十一條のただし書きの府知事に通知をしたものの測量でない、こういうことであるならば別の方法でおやりになつたらいいじゃないか、これは私強く申し上げます。それから最小限度飛行場が飛ぶ必要がある云々ということでしたが、安保条約あるいは行政協定の当否をここで論議をいたしますことは、これはいたすに時間をとることは、これはいたすに長官として行政協定に基きまして任務を長官がやろうという、これに対して私どもは論議をしておる。それに行政協定に基き云々ということではなくて日本の国防上の立場から一般的に飛行場が飛ぶことが必要である、防衛が必要である。こういう御議論をなさつては、これは議論はあなたの政治的な立場、あるいは政治的な責任を追究して行くというところに私は相なつて参る、そういう衆議院で繰り返したような議論は一つやめてもらいたい。いたすに時間をとります。それからなおその点についても、私も行政協定の云々という点についても基本的には要請をしたいことは、予算委員会でもやりましたけれども、妙義山なら妙義山の山岳訓練学校をやらんならぬ、作らんならぬ、こういう要請があつた際に、これは日本の国民として、国民の公務員として、税金から俸給をもらつてお

られる福島長官として、日本人の総意は一つ代弁をしてもらいたい、代表を方向に行こうというときに、あるいは朝鮮停戦が実現したのちに、どうして日本で山岳訓練をやらんならぬのか、そういう必要はないではないか、こういうことは福島長官といへども私は腹の中に持つておらなければならぬ。あるいは主張をしてもらわなければならない。あるいはアジアの問題が、台湾の問題にいたしましても平和的話し合いで解決しようとするときに、原爆を搭載するかどうかわかりませんが、大型ジェット機の発着のために拡大をする、そうしてそれによつて問題は砂川町だけではない、小牧なり、その他大ぜいの国民が生活ができなくなるようにするということについては、これは最大の抵抗と申しますか、日本の公務員として、国民の公務員として十分の一つ御努力を願ひたい。きまつたことだから、それはもうやる以外にないんだ、そしてアメリカの要請だから何でもかでもやつて行くんだ、こういう態度はやめてもらいたい。特に民主的にやろうというのであるならば、法を無視してまでもやろうという態度はやめてもらいたい、こういう点を強く要望して、具体的な事例に基いて質問をいたしておるのであります。先ほど申し上げました取用のための法十一條に基き測量でないというのであるならば、そのための道路の測量等もやめてもらいたい、こういうことを強く要望し、それに対する答弁と、それから一般的な国民の公務員として果さるべき態度について最後に一つ長官に承わつておきたいと思ふ。

○政府委員(福島橋本郎君) 今日立川でやりかかつております道路上の測量という問題は、十一條その他の準備のための調査であるのかないのか、それでないのならばやめたらどうかというお話であると思ひますが、十一條、十二條、十三條という取用法の規定は、立ち入り調査をする場合の手続きを定めてある法規にすぎません。何のためにならぬか、それは飛行場拡張のために私有地に立ち入りしたいということに調査したいということでありまして、その意味におきましては関連があるわけでありまして、飛行場の拡張という問題が別案になつて参りますれば変更するでありまして、そうでない限りは、道路にかかつてくる案がすでに存在するということも、これは確かでありまして、道路の調査をこの際やらないで済ますというわけに参らないと思ひます。それからまた犠牲の少ない案を発見するために、道路の角度なり何なりを調べる、特にまた現実の飛行場と道路との間の私有地を御承知のような事情で簡単に調べるわけに参らないというわけでございます。何度何分の方向に道路が向いておるかということ、飛行場の軍用地との間の距離も出てくる、私有地を調べなくてその道路の長さがわかるということになり、道路の調査をやらぬので、それからまた私有地の調査もやらないで案が立つというわけには参らない。道路の調査をやめるわけには参らないと思ひます。

法を無視してやる態度はよろしくないと存じます。

法を無視してやる態度はよろしくないと存じます。

法を無視してやる態度はよろしくないと存じます。

法を無視してやる態度はよろしくないと存じます。

法を無視してやる態度はよろしくないと存じます。

を申しておれば切りがないわけであり
ますが、従って十一條の問題について
は、あとで長官から御答弁を願うよう
な機会に、もし私もその機会に出て発
言をするような機会があれば、そのと
き長官ともう一度この問題につい
てだしたい点はただしたいと思ひ
ます。

そこで第二点にお尋ねいたしました
概算払いをやる、こうおっしゃいま
すが、ほんとうに概算払いをやら
れたら、どのくらいかかりますか。
もう具体的に、小牧は今から起き
て大休一カ月になりますよ。それが二
カ月くらい延びますと、二カ月間とい
うものを被害にあつた人は生活の道と
いうものがないわけなんです。で、ま
あ町であるとか、あるいは隣組の人た
ちが実際助け合つてやっていると
いうような状態なんです。ですから私
はそういう概算払いがかりに二カ月もか
かる、あるいは一カ月たつてまだな
ないというのじゃ大へんなことにな
る、だからもうとそうじゃなくて、事
件が起きたら最初に二十万とか、三十
万といったような、こういった金で明
日からの生活に手がつけられるよう
なふうに対策というものが立てられ
ないものか、こういうことを私はお尋
ねしているわけなんです。

○政府委員(福島橋太郎君) その点に
つきましては、私もこれはもう前
から問題にしておるので、そういう人
命に関する事故がありました場合に、
いかなる事情で起りましたにせよ、最
低の標準というものが定まつており
ます。多少でも事由があれば、それか
らどんぶんふえて行くことになりま
す。どんな間違ひがありましたも、これ

けは払えるという金額はわかり切つて
いるわけなんです。しかれば、その事件の
あつた即日でもかけつけて行つてそれ
だけのことはできるではないか、のみ
ならず、またそういう計算とか何だ
か言わずに、役所としても、役所仕事
ではあつても、お見舞とか、香典とか
いうことはできるはずであります。た
とえ額がいかに少くあつても、そう
いふことをやかましく申しているの
であります。会計法規の關係でやか
ましく言ひ、またいろいろな關係でそれ
どうしてもできないというのでありま
す。それでやむを得ず調達庁あたりで
は、香典なりお見舞というようなもの
を、いわゆる補償費でなくて、庁費
その他の中から支弁いたしてお見舞
をして、とにかくその場はつくろうと
いうようなことはしていると思ひま
す。そしてまた補償費の方の計算は
できる限り概算を早く定めまして、關係
官庁その他の連絡をいたしまして、早
目にできるだけ早くにお払いしてい
ると思ひます。小牧につきましては、す
でに一カ月も経過しているのでありま
すので、もうおそろく近々に何らかの
措置ができると思ひます。と申しま
すのは、昨年の暮でございましたが、北
海道で墜落いたしました飛行機の事件
に關連しまして、大休一カ月かちよつ
と過ぎたところを記憶しております。
が、これも同じようにいけるのではな
い、しかし一般に申しまして、調達
庁關係の金の關係では、会計法規上の
難点というものは非常に大きいもの
があることは事実でございます。御檢
討をいただかなければならぬのでは
ないかと思つております。農林省その

他で助成費とか、補助費とかいう關係
の制度全般にはそういう意味の予算が
非常に多いと思ひます。調達庁の予算
というものは、ほとんどその中の補償
と申しまして、これは政府だから俸
給に補償というだけでありまして、実
際上は法律上の債務である、これを同
じような会計法規において扱うとい
うところに問題があるので、われわれ
いたしましては、そういう案を政府部
内でも絶えず主張はいたしておるの
であります。まだ十分どころに参つて
おりませんので、まことに申しわけな
いと思つております。

○委員外議員(成瀬權治君) 最後にお
尋ねしますが、十八條の改正すね、私
は特に指摘したいのは、人命に対して
非常に額が僅少だということが言える
だらうと思ひます。ですから、ある
いは先ほどあなたが指摘されたような
計法規上だけではなくて、私は十八條
全般に、これは閣議決定の了解事項と
申しますか、ああいうようなものを檢
討される時期が来ているのじゃないか
と私うのです。たとえばそれを日米合
同委員会等に取り上げて大体おやり
なるような意思、あるいはそれに對し
てもうすぐ準備などを開始されてい
るかどうか、その点について最後に一
つ御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(福島橋太郎君) 十八條
の、また特に人命に關する額の算定方
法というものにこれがまあ十分でない
という感じをどうも受けるわけであり
ます。しかしながら、これはその基準
と申しますものは、公務の災害に關連
いたします法律、公務傷害に關する最
高標準、あるいは労働の傷害に對しま
する標準、それらと授を一にしまし

て、千日分の収入というものを基準に
いたしまして定めてある。従いまし
て、十八條の關係だけを改正して、ほ
かの方は改正しないというわけには参
らないと思ひます。同じ人命でござ
います。従いまして、これらのものが一
括再検討される必要があるのではない
かと考えます。

○野本品吉君 簡単に伺ひしておき
ますが、もう大体御承知だと思ひま
すが、私の郷里の群馬縣の太田でござ
います。駐留軍の使用する水道の水の
量がきわめて多いために、町全体の給
水が円滑に行われない、一方駐留軍の
方も十分でないからその給水を十分に
する施設を作つてほしいといふこと
の強い要望がある。ところが町の經濟力
がこの要望に應ずるだけの余裕がない
きわめて困難な状態にある、そこでそ
の問題をはさんで、従来円滑に交渉が
進められておりました市当局と、それ
から市民と駐留軍との間が逐次疎隔し
つつある、このことについては、市当
局からかねて長官等にも陳情をしてい
ることで御承知だと思ひますが、この
事態につきまして、長官はどういう
うに了解されておりますか、ちよつと
お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(福島橋太郎君) 群馬の太
田市の水道の問題は私も承知いたして
おります。太田市の市營の水道から、群
馬縣にございますアメリカの軍の施設
のうち小泉にございます施設を除きま
して、他の施設は全部群馬縣のは太田
市の水道から給水を受けております。こ
の分量が非常に大きいものでありまして、
太田市の水道使用量の大半を、極端に申
せば大半を占めるという状況でござ
います。しかも家族住宅その他増設され

る傾向にありましますので、そうなりま
すれば、ますます水が要るのではない
かというところに問題があります。と
ころが太田市といたしましては、市民
に給水するだけの水量を十分持つて
いる、別に工事が必要としない、駐留軍
に供給するために太田市が金を使つ
て水道の工事をすするいわれはないとい
うわけでありまます。また駐留軍が普通
水道料金しか払わないわけでありま
すので、そういう多額の、一億六千万
円くらいかかると思ひますが、それだ
けの金を使つて、普通にやつたんで
は、第一成り立たないのみならず、根
本に立ち返つて、太田市としては駐留
軍さえいなければ必要としない經費で
あるといふことでもありますが、そこで
アメリカ軍側からも給水の關係で問題
がむずかしくなる。特に夏場に向つて
むずかしくなるといふので、太田市も
そういう水道を金さえあれば作るとい
つていられるから、政府の方でこ
れを援助してもらいたいといふことを
アメリカ軍側からも政府に求めている
のであります。ところが政府でそういう市
營の水道のための補助金と申しま
すか、助成を出そうとすれば、やはり全
額を出すといふ方法はどうしてもない
わけなんです。法律に基きまして、ある部
分を負担するといふこと以外にう
まい方法がないわけなんです。そこでい
る相談をいたしたのであります。困
大蔵省側とも話をいたしまして、困
ら太田市の水道のために金を出すとい
うことになりまますと、どういたしま
しても太田市側が若干の損をする、将来
その施設が残るといふ意味では、そう
損とばかりも言ひ切れまますまいけれ
ども、厚生省を通じて、水道の補助金と

る傾向にありましますので、そうなりま
すれば、ますます水が要るのではない
かというところに問題があります。と
ころが太田市といたしましては、市民
に給水するだけの水量を十分持つて
いる、別に工事が必要としない、駐留軍
に供給するために太田市が金を使つ
て水道の工事をすするいわれはないとい
うわけでありまます。また駐留軍が普通
水道料金しか払わないわけでありま
すので、そういう多額の、一億六千万
円くらいかかると思ひますが、それだ
けの金を使つて、普通にやつたんで
は、第一成り立たないのみならず、根
本に立ち返つて、太田市としては駐留
軍さえいなければ必要としない經費で
あるといふことでもありますが、そこで
アメリカ軍側からも給水の關係で問題
がむずかしくなる。特に夏場に向つて
むずかしくなるといふので、太田市も
そういう水道を金さえあれば作るとい
つていられるから、政府の方でこ
れを援助してもらいたいといふことを
アメリカ軍側からも政府に求めている
のであります。ところが政府でそういう市
營の水道のための補助金と申しま
すか、助成を出そうとすれば、やはり全
額を出すといふ方法はどうしてもない
わけなんです。法律に基きまして、ある部
分を負担するといふこと以外にう
まい方法がないわけなんです。そこでい
る相談をいたしたのであります。困
大蔵省側とも話をいたしまして、困
ら太田市の水道のために金を出すとい
うことになりまますと、どういたしま
しても太田市側が若干の損をする、将来
その施設が残るといふ意味では、そう
損とばかりも言ひ切れまますまいけれ
ども、厚生省を通じて、水道の補助金と

この辺は確かだろうと思いが、この状況から申ししても、確実に相当程度償還のところで、ならばやっても運がいい。その後の問題は水道が、これはアメリカのために作ったとは申しながら、市の水道の系統の中にそれだけの設備がふえることになり、若干の部分は将来に、おいて市が負担する問題が出て来ても、それは悪くはないだろうというように、市長の御見解もありましたので、現在のところは、大蔵省に対して金額地方起債を承認させる、これに対してアメリカ側に対しては水道料金の値上げという事で交渉をいたしております。この話が万一片づきません場合には、市長さんに話をしておりますのは、アメリカ側との給水の縁を切つてしまつたらよろう、普通の市民と同じ立場でアメリカ軍側に給水するという程度、全然水をやらぬというわけにはいかない、市民が断水する時には断水するというような制限給水の方法で一応アメリカ側との関係を置きかえてほしい、その間アメリカ側と市との関係はない。市から給水を受けるといふ建前で今日まで二年ばかりかかつて、私が気がつきましたのはごく最近なので、二年間も厚生省だのあちこち仕事としては行方不明になっているような形で歩いて、困としては、市は全然米軍に對する給水の必要さななければ水道工事をする必要もないのでありますから、軍専用水道の設置をする。ただし水源は十分にあるから市の水源をお使いになつて差しつかえない、こゝう言つておりますわけであり、日本側かアメリカ側か、いずれかの経費によつて軍専用水道を作り、市との

関係をある程度縁を切つて、そういうふうな方で問題を解決するというのも第二段として私考えております。しかしでき得れば当面太田市側の税金の負担にならないで、しかも将来方一米軍でも帰りました際には、市の財産になると思つたような解決が望ましいのではないかと、思ひまして努力している次第でございます。

○野本吉吉君 いろいろと御心配いたしていることも私もおねがひ承わつていまして、ただ問題は金額起債というふうな場合に、この起債の償還に對して自信もありませんし、実行もありません。従つて他の方法によりまして適當な対案ができませんように格別御努力をいたさうと思つて、私から、なおこの事態が余り長引いておきますと、私は先ほども申しましたように、従来きわめて平和円満に駐留軍との関係交渉が持ち続けられて参りました太田の地にあるいは断水というふうな好ましくない事態の発生ということも心配になりますので、これらの点をあわせ考えられまして善処方を特にお願ひしたいと思います。

それからお厚生省のお話が出ましたから私申すのですが、実は厚生省との関係におきましては、前から日本人としては必要以上の薬を投入させられるために、水道のパイプの腐蝕度が非常に高い、そして一般の家庭の水道管がいたむ率が非常に早いということがかねがね言われておつたわけですから、それらのことに関しましては、科学的な証明等も十分できておりませんから、強い要求もなし得なかつたというのが、太田の市の当局の事情でございます。

七月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、憲法調査会法案(衆)

憲法調査会法案

憲法調査会法案

(設置)

第一条 内閣に、憲法調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 調査会は、日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議し、その結果を内閣及び内閣を通じて国会に報告する。

(組織)

第三条 調査会は、委員五十人以上で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、内閣総理大臣が任命する。

一 国会議員三十人

二 学識経験のある者二十人

3 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第四条 調査会に、会長一人及び副会長二人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第五条 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(幹事)

第六条 調査会に、幹事を置く。

2 幹事は、学識経験のある者及び関係機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(部会)

第七条 調査会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会所属の委員、専門委員及び幹事は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。部会長は、部会に属する委員が互選する。

(細則)

第八条 この法律に定めるもののほか、調査会の議事の手続その他調査会の運営に關し必要な事項は、会長が調査会の議を経て定める。

(主任の大臣)

第九条 調査会に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第

いう関係では相当市民の負担にもならざるを得ないという関係になつておりますので、大蔵省と談判いたしました。太田市がその気ならば大蔵省としては金額地方起債を承認しようではないか、それに基づいて何か案を立ててほしいというふうな大蔵省の連絡がございましたので、太田市長とも話をいたしました。金額地方起債でできるかできないか、その場合に地方起債といふから、これはただではないのでありますから、どういふ方法で償還を受けるかということになりますと、受益者はアメリカでありますので、これをアメリカ側が償還の期間に応じて償還の資金を特別な水道料金として支払うという保証があれば、これで話が成立するということになります。ただ問題はアメリカが何十年いるかわからない、第一そうはおりませんと思つて、そこで現在のアメリカ側の太田市に持つております水道料金が年額一千万ドル、これ四百万ドルでございます。それでは話にならない、一億六千万円からの工事でございまして、これを五千万ドルくらいに値上げをして払ふという交渉を目下私といたしましてはアメリカと話し合ひして行つております。が、一般市民と同じ水道料金で、差別されるいわれはないというふうなことを言つておられますけれども、アメリカ軍側に對しては、そういう特別な施設をするという意味で、コストもかかるのだし、また一般市民にはときどき断水その他の制限を課することもあるが、アメリカ側にはそういう制限を課さないことになる、現に今度の増設をすればなるほど特別な水道料金を取る、年額にすれば五千万ドルくらいにな

り、この辺は確かだろうと思いが、この状況から申ししても、確実に相当程度償還のところで、ならばやっても運がいい。その後の問題は水道が、これはアメリカのために作ったとは申しながら、市の水道の系統の中にそれだけの設備がふえることになり、若干の部分は将来に、おいて市が負担する問題が出て来ても、それは悪くはないだろうというように、市長の御見解もありましたので、現在のところは、大蔵省に対して金額地方起債を承認させる、これに対してアメリカ側に対しては水道料金の値上げという事で交渉をいたしております。この話が万一片づきません場合には、市長さんに話をしておりますのは、アメリカ側との給水の縁を切つてしまつたらよろう、普通の市民と同じ立場でアメリカ軍側に給水するという程度、全然水をやらぬというわけにはいかない、市民が断水する時には断水するというような制限給水の方法で一応アメリカ側との関係を置きかえてほしい、その間アメリカ側と市との関係はない。市から給水を受けるといふ建前で今日まで二年ばかりかかつて、私が気がつきましたのはごく最近なので、二年間も厚生省だのあちこち仕事としては行方不明になっているような形で歩いて、困としては、市は全然米軍に對する給水の必要さななければ水道工事をする必要もないのでありますから、軍専用水道の設置をする。ただし水源は十分にあるから市の水源をお使いになつて差しつかえない、こゝう言つておりますわけであり、日本側かアメリカ側か、いずれかの経費によつて軍専用水道を作り、市との

関係をある程度縁を切つて、そういうふうな方で問題を解決するというのも第二段として私考えております。しかしでき得れば当面太田市側の税金の負担にならないで、しかも将来方一米軍でも帰りました際には、市の財産になると思つたような解決が望ましいのではないかと、思ひまして努力している次第でございます。

○野本吉吉君 いろいろと御心配いたしていることも私もおねがひ承わつていまして、ただ問題は金額起債というふうな場合に、この起債の償還に對して自信もありませんし、実行もありません。従つて他の方法によりまして適當な対案ができませんように格別御努力をいたさうと思つて、私から、なおこの事態が余り長引いておきますと、私は先ほども申しましたように、従来きわめて平和円満に駐留軍との関係交渉が持ち続けられて参りました太田の地にあるいは断水というふうな好ましくない事態の発生ということも心配になりますので、これらの点をあわせ考えられまして善処方を特にお願ひしたいと思います。

それからお厚生省のお話が出ましたから私申すのですが、実は厚生省との関係におきましては、前から日本人としては必要以上の薬を投入させられるために、水道のパイプの腐蝕度が非常に高い、そして一般の家庭の水道管がいたむ率が非常に早いということがかねがね言われておつたわけですから、それらのことに関しましては、科学的な証明等も十分できておりませんから、強い要求もなし得なかつたというのが、太田の市の当局の事情でございます。

五号)にいう主任の大臣は、内閣
総理大臣とする。

(庶務)

第十条 調査会の庶務を処理する機
関その他調査会の庶務の処理に関
し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 国家公務員法(昭和二十二年法
律第百二十号)の一部を次のよう
に改正する。

第二条第三項中第十一号の二を
第十一号の三とし、第十一号の次
に次の一号を加える。

十一の二 憲法調査会の委員及
び専門委員

3 特別職の職員の給与に関する法
律(昭和二十四年法律第二百五十
二号)の一部を次のように改正す
る。

第一条中第十八号の次に次の一
号を加える。

十八の二 憲法調査会の委員及
び専門委員